

ファミリーホーム 事例集

ファミリーホームの設置運営の促進
ワーキンググループ

目 次

ファミリーホーム事例集の編集にあたって

ファミリーホームの設置事例（個人が設置した場合） ざおうホーム	1
ファミリーホームの設置事例（個人が設置した場合） 細田ホーム	10
ファミリーホームの設置事例（法人が設置した場合） ガブリエルホーム	19
ファミリーホームの設置事例（法人が設置した場合） ファミリーホームももたろう	29
ファミリーホームの設置事例（法人が設置した場合） 森の家	38
ファミリーホームの設置事例（乳児院連携事例） 二葉乳児院	50
ファミリーホームの設置事例（児童養護施設連携事例） 広島修道院	55
児童相談所とファミリーホームの連携例 大分県中央児童相談所	62
ファミリーホームの設置を進めていくにあたって	70

ファミリーホーム事例集の編集にあたって

- ・この事例集は、ファミリーホームの設置を進めるため、「ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ」で事例を選定し作成したものである。これは、設置にあたる具体例や工夫などを収集し、留意すべき点を整理し、設置のため具体的にイメージできるようにするため、参考となると思われる先行事例などを取りまとめたものである。
- ・事例の収集にあたっては、ファミリーホームの設置主体で個人が82.6%と大部分を占め、社会福祉法人などの法人は17.4%に留まっていることから、現時点で参考となると思われる事例を挙げた。
- ・法人のうち、児童養護施設におけるファミリーホームの開設については、事例数が少ないことや、運営方法など議論すべきことが多く、児童養護施設を運営する社会福祉法人などが運営しやすい形態を引き続き模索することは今後も課題である。
- ・以上を踏まえつつ、事例選定については、
 - ① 個人型のファミリーホームについては、養育の実践のモデルとなるような先駆的な事例を選定。
 - ② 児童養護施設などを運営していない社会福祉法人などでファミリーホームを運営している事例を選定
 - ③ 児童養護施設については、限られた事例の中で先駆的に実施している施設を選定。
 - ④ 乳児院については、これまでも里親委託を進めてきたことから、ファミリーホームとの連携をしている施設を選定
 - ⑤ 児童相談所については、里親委託が進んでいる児童相談所を選定としたものである。
- ・読者におかれては、この「ファミリーホーム事例集」のほか、ファミリーホームの実態を調査した「平成25年度ファミリーホーム実態調査集計結果」、ファミリーホームの課題をまとめた「ファミリーホームの設置を進めるために」を参考にしながら、子どもの最善の利益となるような養育の質の高いファミリーホームの設置をする上での参考とされたい。

ファミリーホームの設置事例(個人が設置した場合)

< ホーム名 : ざおうホーム >

1. ファミリーホームの基本情報

- (1)定員 6名
- (2)住所 宮城県刈田郡蔵王町
- (3)設置年月日
 - 国制度に基づく設置 : 2009年(平成21年) 4月 1日
 - 地方単独制度に基づく設置 : 2005年(平成17年) 8月31日

2. ファミリーホームの建物配置、間取り、整備・賃借時に配慮したこと

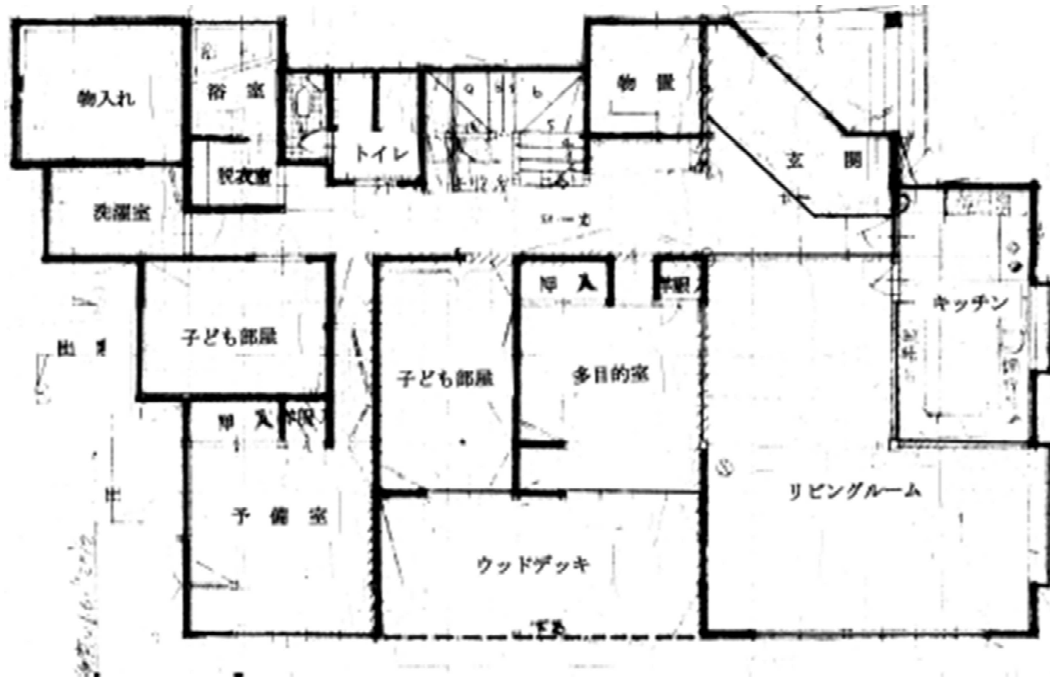
(1)ファミリーホームと関係機関との位置関係

ホームは、宮城県南部に位置し仙台市から約45km、車で1時間の距離にある。仙台市内には、4つの児童養護施設と2つの乳児院があり、2014年4月より2つの施設に里親支援専門相談員が配置されている。また、気仙沼市には、県では唯一の児童養護施設があり、児童家庭支援センターを有し、2013年4月より里親支援専門相談員を配置している。当ホームから気仙沼市までは、車で約3時間の距離である。中央児童相談所は、仙台市に隣接の名取市にあり、ホームからは車で1時間の距離である。

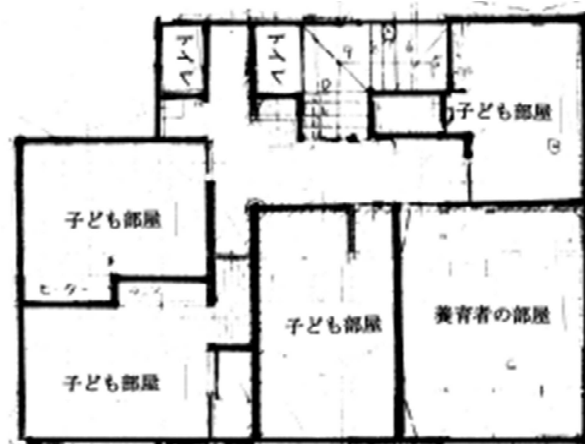
ホームのある蔵王町保健福祉課までは、車で10分、小中学校までは、5分ほどの距離にある。

(2)ファミリーホームの平面図

【1階】



【2階】



(3)ファミリーホームの状況 2013年(平成25年)10月1日現在

児童定員数	計	6人
児童現員数	計	6人
(再掲)男		4人
(再掲)女		2人
(再掲)就学前		0人
(再掲)小学生		2人
(再掲)中学生		1人
(再掲)高校生		3人
(再掲)大学生など		0人
養育者数	計	4人
(再掲)専従養育者		2人
(再掲)兼業養育者		0人
(再掲)補助者		2人

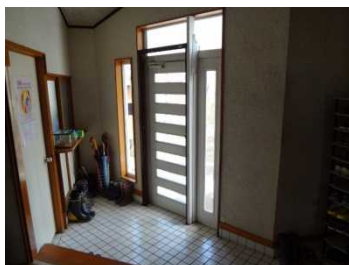
部屋数	計	9部屋
(再掲)個室		8部屋
(再掲)2人部屋		1部屋
(再掲)3人部屋		0部屋

(4)居室の面積

居室形態	個室	2人部屋
居室数	8室	1室
1居室平均面積(m ²)	9.9 m ²	16.5 m ²

(5)ファミリーホームの写真

【玄関】



【リビング】



【各部屋】



【ダイニング】



【その他の生活空間】



(6)間取りの工夫

部屋数が多く、子どもの成長に合わせ個室を確保することができるほか、インフルエンザなどの感染症にかかる子どもが発生した折にも、感染を防ぐことにつながる。リビングダイニングも広く、L字型の配置なので2つの空間を作りだせる。

(7)設備の工夫

トイレが3か所(1階に1か所、2階に2か所)あり2階では男女別に使用できる。キッチンも、対面式になっており、料理をしながら子どもの様子を見たり、会話できるようになっている。洗面所の数が多い。

(8)近隣地域との関係

長く里親をやっているため、里親家庭として周囲には認知されており、ひとつの家族・家庭の形として理解を得ている。子どもに対しての偏見もないし、同級生など学校の子どもたちも子どもなりの理解をしているようである。また、蔵王町独自のファミリーサポート事業があるが、その協力家庭として登録しており、学齢前の子どもを預かったり、幼稚園の送迎などホームとしての子育て支援を行っている。

(9)その他特記事項

ホームは、蔵王国定公園内に位置しており、自然豊かな環境にある。子どもが外で遊んでも交通事故の心配はない。

3. ファミリーホームを設置した経緯

(1) 設置に至った経緯

- 1986年： ふれあい里親で出会った子どもの委託を受けるため里親登録
数年後、全国里親会発行の里親読本で横堀ホームの実践を知り、将来はファミリーホームをと志す。以後、児童相談所には、複数委託の意向を示す。2000年頃から県に対して、ファミリーホーム制度化を要望。
- 2005年： 専門里親登録
宮城県ファミリーグループホームの指定を受け ざおうホーム開設委託が増えていく中で、それまでの住居がファミリーホームには手狭になったため。
- 2008年： 同じ地域で友人がペンションとして使用していた現在の住居を譲り受け転居。
- 2009年： 4月より国の制度となったファミリーホームに移行

(2) 具体的に設置を進める方法と関係機関との連携の手順

- ・県が宮城県ファミリーグループホーム制度を始める以前から、担当課や児童相談所にはファミリーホームをやりたいという思いを伝え、制度化の要望を行っていた。県内には複数委託経験のある里親が少なく、2005年の制度化後、県からの制度説明と開設依頼があり、ファミリーホーム開設に至った。国の制度となるまでのつなぎの県単事業という側面があり、2009年4月から新たなファミリーホームへと移行する。
- ・各児童相談所とは、里親時代から良好な関係を築いていたので、全県管轄のファミリーホームとなり、より直接的に児童相談所と緊密な関係を持てるようになった。
- ・幼稚園や学校は、子どもが多く時間を過ごす大事な場所であり、ファミリーホームへの理解や支援は不可欠である。新規委託時には、児童相談所の里親担当や必要に応じて心理司の同行を得て、子どもの状況説明を行っている。小中高ともに協力体制は手厚く、子どもによっては、個別に学校と課題や支援方針について話しあいを行っている。
- ・2009年にみやぎで社会的養護のネットワークを立ち上げた。5年が経過し、里親、ファミリーホーム、施設、児童相談所、当事者(施設退所者)、研究者などが加わり、月1回のミーティングと年2回の研修会を重ねてきた。それぞれに措置された子どもの育ち、自立について共に考え、協力しあう関係ができていく。

(3) その他特記事項

- ・地元の蔵王町に2007年4月、要保護児童対策地域協議会が設置され、委員として加わり、2011年からは協議会の会長を務めている。ファミリーホーム、里親として町にも認知され、元里子が町の職員として勤めていることもあり町の保健福祉課との関係は深い。小さな町だからこそできることかもしれない。

4. ファミリーホームを運営する上で配慮していること

(1) 委託児童の年齢構成や性別

基本的に、委託の打診に対しては断らないことにしている。但し、障害など特に支援を必要とする子どもがいるため、学年が重ならないようには考えているが、年齢構成は気にしていない。男女については、学年齢の高い子の委託が比較的多いので、生活の中で気をつけて見るようにしている。

(2) 補助者の選定で配慮していること

- ・現在の補助者は、正規雇用の補助者1名とパート補助者1名
- ・正規雇用の補助者は、かつて乳児院での勤務経験があり保育士資格を有する。社会的養護への理解もあり、子どもの扱いが丁寧である。私たち夫婦2人が不在であっても安心して留守を任すことのできる存在である。養育補助中心で家事援助も行っている。
- ・パート補助者は、週3回の調理補助。調理師資格を有する。子どもへの視線が優しく、調理補助に留まらず、養育面での役割を果たしながら子どもとの関係を上手に作っている。家事援助中心で養育補助も行っている。

(3) 養育者と補助者の役割分担や連携にあたって工夫していること

- ・子どもの状況及び支援の方向性など養育に必要な情報は、全員で共有している。特に今、子どもに対して必要なことは、毎日確認しながらそれぞれが子どもと接している。人によって子どもへの対応の異なることがないように、気をつけている
- ・補助者は、養育者の不適切な養育のチェック役でもあることを確認している。
- ・補助者にも研修の機会を提供する。

(4) その他特記事項

- ・ホームの近くに、町の保育士をしている元里子が住んでおり、必要に応じて、補助的な手伝いをしてきている(ボランティア)。また、子どもたちの自立モデルともなっている。

5. 運用上の工夫

(1) 生活の配慮と工夫

- ・子どもの将来を見通していくことを意識しながら、子どもの適性や興味に合わせて進路を一緒に考える。
- ・高校生になると帰宅時間がまちまちになり、一緒に夕食をとるのも難しくなったりするが子どもの話をゆっくり聞く時間を取るようになっている。
- ・勉強の面で支援が必要な子どもには、できるだけ丁寧に教えるようになっている。

(2) 食事の配慮と工夫

- ・買い物は、生協の宅配で、ある程度まとまった量の食品を買っている。その他、必要に応じて買い物に出るが、子どもも一緒に連れていき、お店に並んでいる野菜や肉、魚など目にするようになっている。
- ・夕食は、週3回、補助者が調理するが、献立は養育者のほうで考える。一汁三菜を基本。
- ・子どもによって、苦手な食べ物がまちまちだったりするので、ある程度考慮することになっているが、野菜は十分にとるようにしている。
- ・夕食の時間は6時ころだが、その時間に在宅の子どもは一緒に夕食をとる。高校生は帰宅次第、夕食をとる。だいたい何人もテーブルにいたので、ひとりだけで食べるようにはならない。
- ・朝は、高校生が早いので5時50分頃からお弁当作りと朝食の用意を行う。学校に行く時間がまちまちなので、朝食はそれぞれの時間にとることになる。
- ・朝食は、平日は米飯、休日は子どもによってはパン食もあり。
- ・誕生日には、誕生日メニューでその子どもの好きな献立で用意する。ケーキを囲んで、みんなでお祝いする。

(3) 権利擁護として取り組んでいること

- ・児童相談所とは、定期訪問とは別に、子どもの個別の必要に応じて、ホームや児童相談所での面談を依頼している。
- ・実親との関係がある子どもについては、児童相談所が間に入り状況を知らせたり、進路の相談をしたり情報のやりとりをしている。
- ・子どもの権利ノートを渡し、不満など何かあるときには直接、児童相談所などに言うことができることを伝えている。

(4)ファミリーホームの孤立防止として取り組んでいること

- ・子どものいない時間に、養育者と補助者の間で子どもへの援助方針や状況などについて、小まめに話しあうようにしている。
- ・里親サロンや研修会など積極的に参加し、他のファミリーホームや里親との交流を活発に行うようにしている。
- ・学校との連絡や情報交換を密にしている。

(5)その他特記事項

①記録の保管場所、書類の記入の仕方や様式の作成方法など

- ・記録は、事務所として使用している部屋に、子どもごとにファイルに入れて保管している。
- ・年度ごとに、援助方針計画を立て、子どもの支援の方向や目標など記入している。
- ・様式は、横浜市の様式を参考にしている。

②運営費の管理やお小遣いの管理

- ・経理は、会計ソフト「弥生」を使用している。勘定科目の振り分けは、事務費からの支出事業費からの支出、共用支出がわかるよう区別している。
- ・小遣いは、毎月定額を子どもに渡して管理している。児童手当は、子どもの口座に入金し、お年玉など貯まった小遣いもその都度、口座に入金する。

③防災などその他

- ・1Fは、掃出し窓が多くどこからでも外へ避難しやすい。子どもたちとは、避難経路を定期的に確認している。
- ・防災設備は、各部屋、リビング、台所、廊下、階段に火災報知器を設置、消火器は1Fと2Fに1台ずつ設置している。
- ・非常用食料を常備。

6. その他

- ・ファミリーホームは、多人数養育の経験が重要だと考えている。子どもの数が1人増えるだけでも、養育上その差は大きい。これからファミリーホームを目指そうと考えている方には、養育里親として3人、4人と子どもの養育経験を重ねた上でファミリーホームを始めることをお勧めしたい。
- ・ファミリーホームは、自分の自宅だからこそ行うことができる。子どもにとっても養育者にとっても「家」であるためには、みんながくつろげる場であることが大事。また、養育者が上手に気分転換すること、ストレスをためない工夫も大事である。

- ・ファミリーホームは、家庭養護といっても事業であり、始めるには相応の覚悟が必要。養育においても、運営においても結果責任を求められる。
- ・ホームとしての理念をしっかりと持つことが必要。
- ・ファミリーホームには、課題を抱える子どもが委託されるケースが比較的多い。ホームの状況を見極めながら、既に委託されている子どもの安定した生活を最優先に考え、委託を断ることも場合によっては必要である。
- ・困ったときに、ホームの中で抱え込まないことが必要。被措置児童虐待など事故には、細心の注意が必要で、うちは大丈夫という油断は禁物。
- ・学校との連携は、子どもの支援にとっての重要な要素となる。普段から良好な関係作りを心がけ、学校の行事、PTA行事など積極的に参加することが望ましい。子ども会などの地域の活動にも同じことがいえる。
- ・学校の同級生の保護者など、周囲に理解者を作っておくことはとても助けになる。
- ・他のファミリーホームや里親とのつながりは、とても大切である。

ファミリーホームの設置事例(個人が設置した場合)

< ホーム名 : 細田ホーム >

1. ファミリーホームの基本情報

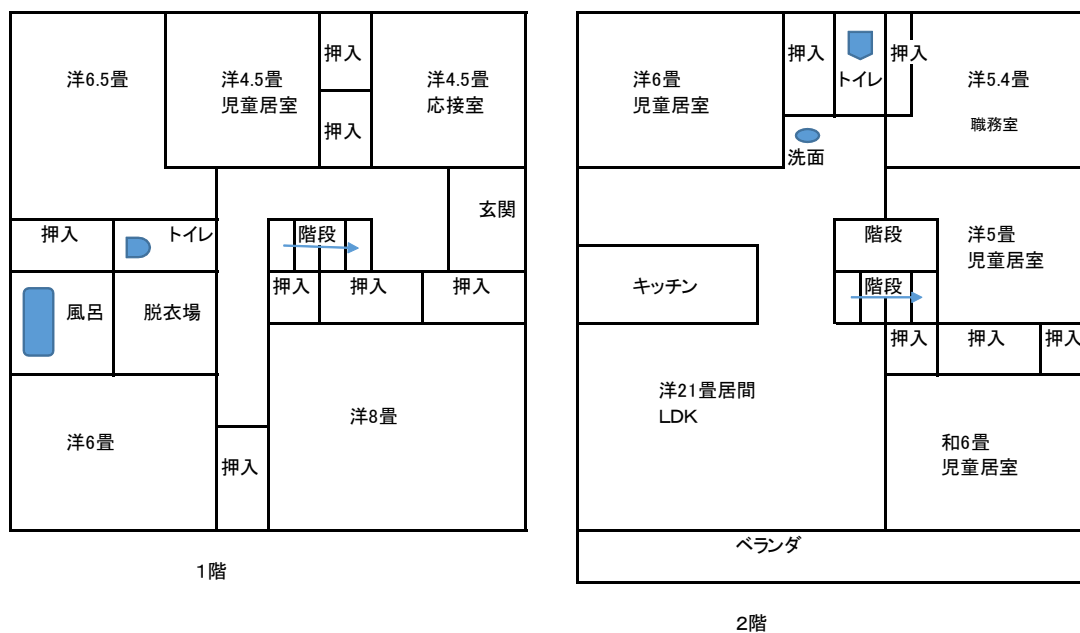
- (1)定員 6名
(2)住所 埼玉県鶴ヶ島市町屋102番地2
(3)設置年月日
国制度に基づく設置 : 2013年(平成25年) 4月 1日
地方単独制度に基づく設置 : -

2. ファミリーホームの建物配置、間取り、整備・賃借時に配慮したこと

(1)ファミリーホームと関係機関との位置関係

- ①児童養護施設(同仁学院:当ホームと連携を図ってくれる施設)とは5km(車で15分)
②児童相談所(川越児相)とは12km(車で40分)

(2)ファミリーホームの平面図



(3)ファミリーホームの状況 2013年(平成25年)10月1日現在

児童定員数	6人
児童現員数	計 5人
(再掲)男	0人
(再掲)女	5人
(再掲)就学前	0人
(再掲)小学生	3人
(再掲)中学生	2人
(再掲)高校生	0人
(再掲)大学生など	0人
養育者数	計 5人
(再掲)専従養育者	1人
(再掲)兼業養育者	1人
(再掲)補助者	3人

部屋数	計 9部屋
(再掲)個室	5部屋
(再掲)2人部屋	2部屋
(再掲)3人部屋	0部屋

(4)居室の面積

居室形態	個室	2人部屋
居室数	2室	2室
1居室平均面積(m ²)	7.5 m ²	9.9 m ²

(5)ファミリーホームの写真

【玄関】



【各部屋】



【リビング】



【キッチン】



【バス】



【その他の生活空間】



(6) 間取りの工夫

ホームは2階建て。1階部分は養育者とその家族の居室、応接室と高齢児の居室1部屋を配置している。2階部分は階段を上った所が仕切りのない生活空間となる居間と台所があり、そこに隣接するように子どもの居室と事務用の職務室が配置されている。帰ってきた児童が居間を通らないと部屋に行けない構造となっている。子どもの身近にいつも大人がいられ、子どもが安心できる環境を作っている。

(7) 設備の工夫

- ①トイレと洗面所は2か所必要。
- ②児童の居室の配置は、廊下を作らずリビングなどに直接つながっている構造が子どもの様子を把握しやすい。死角となる場所を作らないように工夫。

(8) 近隣地域との関係

- ①自治会へ加入し、その活動や子ども会などへは積極的な参加をする。
- ②毎年年末に、大東文化大学の学生ボランティア(児童研究会)の協力を得て餅つきを実施する。近所の方に、ついた餅を子ども達と持っていき、地道な関係作りを行っている。
- ③地区の児童委員・民生委員には子ども達と顔見知りになってもらっており、緊急連絡先のひとつにしている。

(9) その他特記事項

- ①間取り(9LDK)が多いので土地の広さが必要であった。さらに最寄の駅が徒歩で行ける条件と、その市町村が子育てしやすい町かを判断する。近くに医療機関はどのくらいあるか、

公民館、図書館、児童館などはあるか、そのプログラムに子ども向けのイベントはどのくらいあるか、行政の取り組みが子どもへ反映されているかなど。

②自分たちがそこで根を下ろして生活をしていけるかを考える。

以上の要件を考慮し農村地に新興住宅が建つ現在の場所になった。

3. ファミリーホームを設置した経緯

(1) 設置に至った経緯

- 2004年4月： 地域小規模児童養護施設(グループホーム以下GH)を夫婦で担当。
GHは、施設から離れた場所にある一軒家で、家庭的な養護の実践を行っていた。しかし、形は家族のようであるけれども施設はあくまで施設であり、一般的な家とは違うのが実状。
- 2007年3月： 現在の場所に自己資金でGH建設。施設に借り上げてもらう。
それまでの経験から、子どもたちと生活しやすい家作りを研究し、自ら家の設計をする。
- 2009年4月： 小規模居住型児童養育事業(ファミリーホーム以下FH)実施要綱が制定。
里親登録をする。
- 2010年6月： 仕事を辞めたときに自分たちが考える家庭的な養護をしたくて里親研修に参加・登録を行う。(施設では、生活において、下記の弾力的な養育をすることが難しい)。
・担当職員が子どもの友達の親との付き合いで、皆が出かけることになったときに、子どもの乗れる自動車が借りられない。許可を取る時間がない。許可が出ない。
・施設なので、子どもが生活をしている最中に担当職員の関係者が入りづらい。
・予算を立てて事業をしているが、本園の寮との関係で行事や買い物に制限がつけられてしまう。
・本園の規制がきびしく子どもに携帯電話などが持たせられない。
- 2013年3月： FHを設置するため施設を退職
国の制度で、個人がFHを設置運営することが可能になったことで、施設で子どもたちを養育するよりも、自分たちの家庭環境でこの仕事をしたいと考えた。
2013年4月 児童養護施設が、細田ホーム(施設が支援する)、施設直営で2か所のFHを設置。

(2) 具体的に設置を進める方法と関係機関との連携の手順

[設置までに行ったこと]

- ①施設が2か所のFHを設置することになっていたのに、細田ホームが独立してもそれに該当するかどうか県と協議。細田ホームを支援することを条件で施設に許可が出る。
- ②児相にGHで預かっている児童を、そのままFHに委託できるようにお願いし手配してもらう。
- ③施設と細田ホームへの支援を協議
 - ・施設職員や児童家庭支援センターの里親支援担当者の月1回以上の訪問
 - ・継続中ケースの家族支援業務の継続
 - ・面会の場所の提供
 - ・施設から委託変更された児童の台帳などの閲覧
 - ・研修などの紹介
 - ・事務手続きなどの支援など
- ④FH管内の児童相談所との連絡・連携の協議
 - ・年間複数回の担当職員のFHへの訪問を依頼
- ⑤小中学校と民生委員・児童委員にFHを設立することの報告

(3) その他特記事項

- ①生活の拠点である家について。児童6人と職員が住める物件として最低でも5LDKは必要。実子がいる場合などはさらに部屋数が必要となってくる。
- ②小中学校の学年主任と児童の担任をする先生との情報交換会を行い、連携した養育を図ることが必要。
- ③児童館や公民館・学童保育室などの社会的資産の有効活用を考える。
- ④行事などでボランティアが必要なときには、社会福祉協議会などに派遣を依頼してもよい。

4. ファミリーホームを運営する上で配慮していること

(1) 委託児童の年齢構成や性別

① 長期に施設生活を余儀なくされることが条件。

既に生活している児童がいるので、その子どもたちの生活を優先に考え、自身の生活をホームに馴染ませて居場所を作ってもらいたいと考えている。

② 委託児童が同学年にならないこと。

③ 性問題には十分配慮する。

男女混合にしたいが現在は女兒のみ。

④ 年長児の委託を受ける際には、職員がその児童のために他の児童(特に年少児)よりたくさん時間を費やせる状況にあるか判断する。

(2) 補助者の選定で配慮していること

資格要件について現在は求めてはいない。専門知識は必要と認識しているが、掃除や食事作りといった家事ができるかどうかを判断の材料としている。この仕事では子どもと直接の関わりを求める人が多いが、子どもの生活環境を整えることが実は大切な関わりと思える人を探している。

(3) 養育者と補助者の役割分担や連携にあたって工夫していること

① 補助者と子ども達との関わりで、子どもは自分の言うことを聞いてくれる人のところで自分を出すことを理解して、養育者と報告連絡相談をして単独では結論を出さないように、日常的に情報交換をしている。また、子ども達と関わりを持たなくてはならない補助者とは、仕事が終わった時点で振り返りの時間を持っている。

② 補助者には研修案内を紹介したり、著書を読んでもらうようにしたり、養育者が受けた研修内容のレクチャーなどを行っている。

(4) その他特記事項

① 地域活動には積極的な参加をする。

引っ越しをして2年目に自治会の班長をしたときには、会合で出されジュースなどを「子ど

もたちに持っていきな」と他の班長さんは自分の分を渡してくれた。引越してきた当初は、「子どもの多い家」と奇異な目で見られていたことを数年後に聞かすが、その時に色々な話ができる関係になっていたと実感する。最低限の情報公開と広報活動は必要。

②新規にファミリーホームを始める場合は、構成年齢の高い児童から受け入れていく。

5. 運用上の工夫

(1) 生活の配慮と工夫

- ①手洗いうがいの励行(習慣化させる)。洗面台が居間に付設されているので確認しやすい。
- ②挨拶の徹底。家での挨拶はもちろん近所の人にもできるようにする(習慣化させる)。
- ③家庭菜園の場所を借りて、子どもたちと野菜を育てている。自分の植えた野菜が食卓に並ぶことで、嫌いな野菜が食べられるようになることが期待できる。
- ④ごみはリサイクルするように分別の徹底をしている。生ごみは処理機を購入し処理した肥料は借りている家庭菜園に再利用する。
- ⑤手伝いは役割を持って早い時期からさせる。

(2) 食事の配慮と工夫

- ①買い物は子どもたちが学校に行っている最中に済ませる。子どもが休みの日はできるだけ一緒に出かけ、買い物の仕方や季節の野菜・魚などの話をする。
- ②朝食(平日あさ6:30、休日あさ7:30起床)
 - ・養育者が作り、起きてきた順に朝食を食べる。
- ③夕食(午後6:00~)
 - ・時間までには帰宅し、全員で食卓を囲んで食事をするを基本としている。
 - ・夕食時間に合わせて、でき立ての暖かい食事の提供をする。
 - ・補助者がいるときは補助者が作る。
 - ・テーブルの準備や配膳は子どもたちが手伝う。
 - ・月に数度、献立の中に子どもの食べたいものを聞いて入れる。

④誕生会を催し、誕生者の好きなものを作って皆で祝う。

(3) 権利擁護として取り組んでいること

①管内児童相談所職員に年数回の訪問を依頼。

②ケースワーカーに年1回以上の担当児童との面会を依頼。

③近隣の児童養護施設、民生委員・児童委員などに電話相談窓口を依頼。

④上記施設などに警察などの電話番号も加え一覧表を作成。電話機の近くに掲示。

(4) ファミリーホームの孤立防止として取り組んでいること

①補助者の勤務終了時に、養育者と子どもに対する情報交換をする。

②学校に対して定期以外でお願いできる家庭訪問や面談の依頼。

③学校とは委託児童の自立支援などについて定期的な連絡会を実施。

(5) その他特記事項

①記録の保管場所、書類の記入の仕方や様式の作成方法など

- ・記録の保管場所は職務室のPCの外部記憶装置。印刷されたものは書棚にファイルされている。
- ・様式については児童養護施設の様式を参考に作成し直したものを使用。
- ・日誌は毎日記入して印刷ファイリングし、児童の養育記録を兼ねる。

②運営費の管理やお小遣いの管理

- ・運営費は会計ソフトを使い毎月集計をしている。勘定項目は県からの書類に準じている。
- ・小遣いは子どもたち自身で小遣い帳を記入し、月ごとに集計をする。小遣いがたくさん貯まった児童については、自己申告して自分の通帳に入金、別途台帳にして管理する。
- ・子ども手当は別に通帳を作り入金している。

③防災などその他

- ・マニュアルを作成
- ・子どもたちと避難場所の確認。
- ・市で行っている防災訓練に参加。
- ・防災用品や防災設備の設置

6. その他

- ・FHは自分の生活環境に子どもたちを取り込んで作ることを大切にしたい。つまり、養育者がその地域で生活できるのかの決意が大切。
- ・養育困難になってきたときには、早めに相談をして対策を考える。
- ・子どもの特質は、一般家庭の児童と違う場合が多い。児童の人数が5人か6人になるので、子どもに対する支援(セカンドステップやコモンセンス、性教育など)の仕方を研修しておいたほうがよい。児童家庭支援センターや児童養護施設に問い合わせると見つかる場合が多い。自身の子育て感では対応できない児童がいることを理解しておく必要がある。
- ・自分の周囲に、上述の理解者を増やし、応援者になってもらえるようにすることが必要。
- ・FHでの生活の大部分が、今まで子どもができなかったことととらえ支援の方法を考える。
- ・学校とはこまめに連絡を取りあい、両輪で育ててゆくように心がける。
- ・自身が休みを取れる方法を考えておく必要がある。児童館や学童保育室などの利用も検討してみる。休まず働くのは無理。
- ・パソコンは使えるようになったほうがよい。子どもたちとの時間を少し多く確保できるようになる。
- ・事務書類や経理は結構大変な作業となる。書類提出先の職員に教えてもらう。または、近くにアドバイスをもらえる人が必要。
- ・FHはGH(地域小規模児童養護施設)より予算、人員規模が縮小しているのに、それと同じまたはそれ以上の事務仕事があるのはおかしい。事務仕事に忙殺されて子どもとの時間が取れないことが本末転倒になっている。
- ・建物を借用してFH事業をしている場合にはそのための補助が出ているのに、持ち家でローンを抱えている事業者には何の手当もない。建物にかかる修繕費や維持費の経費もかなり運営費への負担が大きすぎる。

ファミリーホームの設置事例(法人が設置した場合)

< ホーム名 : ガブリエルホーム >

1. 法人の基本情報

- (1) 法人名 麦の子会
- (2) 法人種別 社会福祉法人
- (3) 設置主体 社会福祉法人麦の子会
- (4) 併設施設 なし
- (5) 住所 北海道札幌市

2. ファミリーホームの基本情報

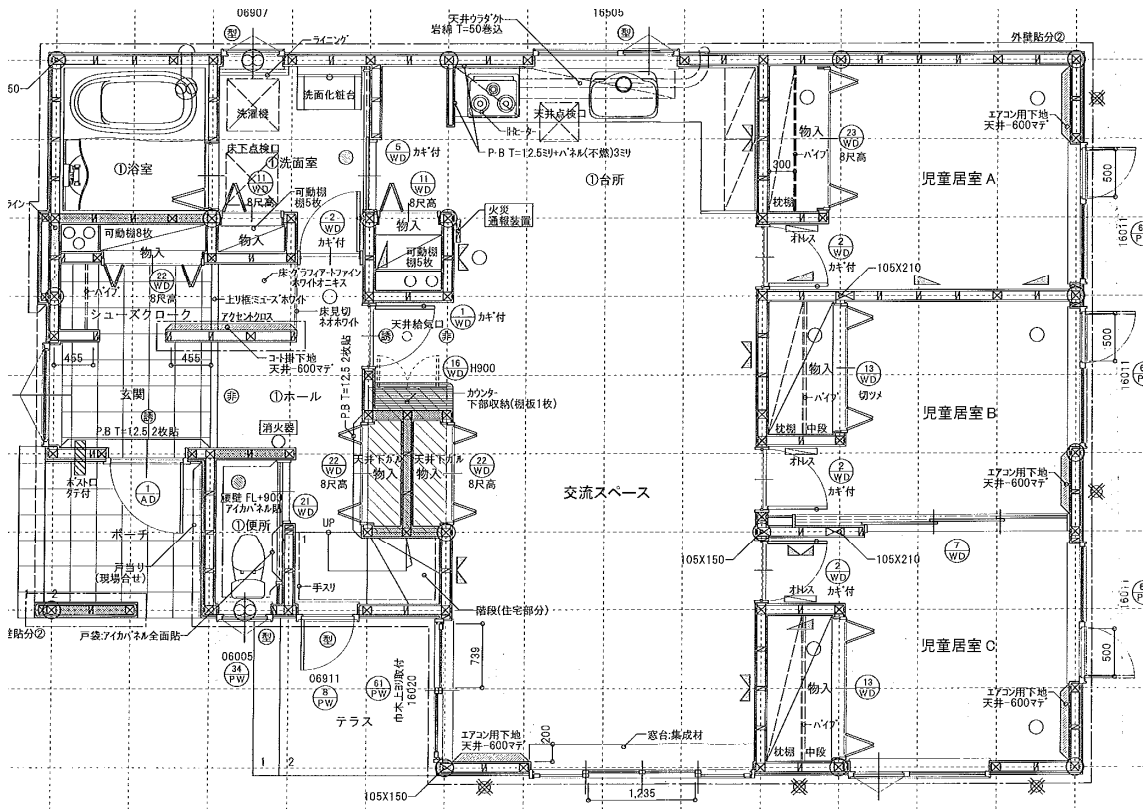
- (1) 定員 6名
- (2) 住所 〒007-0839 北海道札幌市東区北39条東12丁目1番7号
- (3) 設置年月日
 - 国制度に基づく設置 : 2011年(平成23年) 7月 1日
 - 地方単独制度に基づく設置 : ー

3. ファミリーホームの建物配置、間取り、整備・賃借時に配慮したこと

(1) ファミリーホームと関係機関との位置関係



(2)ファミリーホームの平面図



(3)ファミリーホームの状況 2013年(平成25年)10月1日現在

児童定員数	計	6人
児童現員数	計	6人
(再掲)男		1人
(再掲)女		5人
(再掲)就学前		0人
(再掲)小学生		2人
(再掲)中学生		1人
(再掲)高校生		3人
(再掲)大学生など		0人
養育者数	計	5人
(再掲)専従養育者		2人
(再掲)兼業養育者		0人
(再掲)補助者		3人

部屋数	計	3部屋
(再掲)個室		0部屋
(再掲)2人部屋		3部屋
(再掲)3人部屋		0部屋

(4)居室の面積

居室形態	個室	2人部屋
居室数	0室	3室
1居室平均面積(m ²)	0m ²	8.2m ²

(5)ファミリーホームの写真

【玄関】



【各部屋】



【リビング】



【ダイニング】



【バス】



【その他の生活空間】



(6)間取りの工夫

子ども達に目が行き届くように各部屋は、居間に面している。

子ども達が部屋にいてもつながりがあり、子どもの行動がオープンになる。

(7)設備の工夫

居間を中心に居室、台所、洗面所、風呂、トイレを配置している。

トイレは1階に1つしかないが、2階にある養育者の居住スペースのトイレも使用しているため不便はない。子ども部屋は狭くてもひとり部屋にすればよかったと思う。

(8)近隣地域との関係

- ・法人のケアホームや職員の住居が近隣にあるので緊急の援助が必要な場合は、迅速な連携が取れる。
- ・養育者が町内会の行事に積極的に参加し、近隣住民の理解・協力が得られるようにしている。
- ・開設前に町内会の班長会に出席し地域住民に対して説明を行った。また、近隣の家庭を訪問しガブリエルホームの説明を行って、ご挨拶した。

(9)その他特記事項

住宅地に立地し法人職員の住居を法人に賃貸しているので住宅の確保に関して特に問題はなかった。

4. 法人がファミリーホームを設置した経緯

(1)法人が設置に至った経緯

〔経緯〕

法人の職員が11組里親をしているが、障害のある子どもやその兄弟など難しいケースが増えてきた。法人でファミリーホームをすることで、専門性を活かした支援をすることができ、また障害児と健常児と一緒に見ることができるので設置を計画した。

〔法人理念(基本方針)〕

1) 発達の保障と自立への支援

- ① 子どもの年齢に応じた発達の課題、成人期に向けて健全な心身の発達保障を目指す。
- ② 愛着問題や信頼問題を基礎とした養育を行う。
- ③ 子どもの自立や自己実現を目指して子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験を通して自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成する。
- ④ 法人であってもファミリーホームは、基本的に夫婦で養育する家庭養育を大事にする。

2) 被虐待体験や分離体験の影響からの癒しと回復安心感を持てるように養育する。

- ・ホームの近所に住む中学生(特別支援学級)から法人の職員宛に手紙があった。彼女の母親は朝起きられないなど不適切な養育状態で、殆ど登校させていなかった。麦の子会の職員が児童相談所担当のケースワーカーに相談し、一時保護を経て児相の決定でガブリエルホームの里子となった。しばらくの間は、母親はお酒を飲んでホームを訪問したり、自宅に彼女を連れ帰ったり落ち着かない日があったが、高校受験をきっかけに一生懸命努力する子どもの姿を見て応援する方向に変わっていった。この分離体験によって子どもは自立する気持ちが育ち、母との関係も距離を持つことで安定した。
- ・子どもの安心安全な生活を守る。

〔年表〕

- 平成 22 年 1 月: 里親ファミリーホーム新設を理事会で決定。その後、児童相談所に相談申請の方向となる。
- 平成 22 年 3 月: 3月10日に里親ファミリーホームについて札幌市の説明会があり、今まで一般の住宅でも構わないとのことだったが、札幌市北区の老人ケアホーム火災のこともあり共同住宅と同じ基準でなければならぬということになった。
3月予定していた家が一般住宅だったので開設を延期し別のところを探すことになった。
- 平成 22 年 11 月: 新たな基準である共同住宅に合致した家で計画することになり設置準備開始。
町内会長さんへ事業の内容について説明。
- 平成 23 年 1 月: 近隣の方への個別訪問により、事業について説明と御理解を得る。
ファミリーホーム建設開始。
- 平成 23 年 4 月: 町内会総会で事業の内容について説明。
- 平成 23 年 7 月: 事業開始

(2) 具体的に設置を進める方法と関係機関との連携の手順

設置にあたっては、賃貸住宅の備品などについて、児童相談所から安心子ども基金を利用するように手続きを取った。

(3) 法人本部とファミリーホームの役割分担

措置費は、法人で管理し、ホームは必要分について使用伺いなどを起票し支出している。支出したお金は食材購入費、児童の被服費、学費、小遣いなどに充て、出納簿を作成し管理している。

(4) 養育者の募集方法

開始以前より里親であった法人職員が開始するので募集はしていない。

(5) 補助者の募集方法

ハローワークにて募集したり、法人の他事業所で勤務する職員を異動し補助者に行っている。発達障害の子の養育のため、障害に対する理解や受容が求められる補助者は、障害児施設に長期勤務経験のある者、保育士・ヘルパーの資格があるものが担っている。

(6) その他特記事項

特になし。

5. ファミリーホームを運営する上で配慮していること

(1) 委託児童の年齢構成や性別

小6の男児以外全て女児で構成されており、特に中3～高3の女児4人がいるので、同年代の男児の入居について配慮している。

(2) 補助者の選定で配慮していること

専従の補助者は、保育士資格を所持し、兼任の補助者もヘルパー資格を所持している。女児が多いので全員女性を配置している。中高生の女児は、思春期特有の悩みなどがあり話の聞き役もしている。

(3) 養育者と補助者の役割分担や連携にあたって工夫していること

養育者は、生活全般、相談支援、学校や各機関との連携を主に担当し、補助者は、食事・入浴の介助や身の回りの世話などを担当する。

養育者と補助者が、子どものいつもと違う、気になることがあれば報告しあい、学校の連絡帳を確認しあい、学校やデイサービスの送迎時に先生からの子どもの様子などをお互いに知らせあっている。

(4) 養育者の権限

法人責任者とケース会議などを通じて、本児に対する養育方針を立案する。また、措置費請求書などの作成、食事のメニュー作成、習い事などの判断などを担う。

(5) その他特記事項

特になし。

6. 運用上の工夫

(1) 生活の配慮と工夫

- ・思春期の女兒が多いので、部屋割りを考慮している。
- ・男女交際や学校でのことを気軽に話せる雰囲気作りをし、コミュニケーションを多く持つ。
- ・保健所の所長さんによる性教育の学習会に子どもと参加して共有する。
- ・勉強する機会を増やすとともに、しやすい環境作りをする。

(2) 食事の配慮と工夫

- ・買い物は、メニューを決めて買うようにしている。
- ・子どもの希望を聞いて好きなメニューを取りいれている。
- ・調理は、主に養育者が行っているが、補助者にサポートしてもらう。
- ・夕食は、子どもが帰る前に準備をする。

(3) 権利擁護として取り組んでいること

- ・法人内や外部の研修会に参加している。
- ・第三者委員は、弁護士、学識経験者で構成し設置している。
- ・児童相談所との面談も定期的に行い、保護者との連絡や進路について連携を行っている。

(4) ファミリーホームの孤立防止として取り組んでいること

- ・法人の運営会議や研修会に出席している。
- ・法人の本部や各事業所と地理的に近いので毎日連携が取れる。
- ・学校やクリニック、関係機関とも連絡を密にしている。

(5)他のファミリーホームや里親との関係

- ・北海道ファミリーホーム協議会の全道大会で、道内のファミリーホームが年に一度集まり、親交を深め、情報交換する機会がある。また、子どものプログラムもあり、子ども同士も親交を深めることができている。
- ・法人の職員の里親が11組いるため、相談や情報交換ができて子ども同士も交流できている。

(6)その他特記事項

①記録の保管場所、書類の記入の仕方や様式の作成方法、個人情報などを法人とファミリーホームで共有するための考え方など

- ・書類・個人のファイルは、鍵のかかる棚に保管している。
- ・書類の記入の仕方は、法人の様式に沿って作成している。

②運営費の管理やお小遣いの管理

- ・運営費は、法人本部で管理している。お小遣いの管理は、その子の能力に応じて管理者が管理している。ある程度管理できる児童は、毎月決まった額を渡して管理している。(中高生1月3,000円)

③防災などその他

- ・定期的に避難訓練を行っている。
- ・町内会で行う防災訓練や講習に参加している。

④法人がグループホームを所有している場合のグループホームとの違い

法人運営のケアホームは、職員がシフト制で支援に入るが、ファミリーホームは、養育者の夫婦2名が毎日常駐し家庭内養育をしている。

⑤労務管理

ファミリーホーム開設にあたって、法人で初めての労働形態であったため、みなし労働について労働基準監督署に確認し、職員の労働時間の協定書を整備した。

7. その他

開始以前に2人の子どもを里親として預かった経験から、里親経験者が望ましい。子ども達にとって家庭での養育が大切と考える。実際に関わる養育者は、親としての気持ちで、今まで子どもたちが叶わなかった暖かい家で、家庭の団欒が味わえる家庭作りが必要と感じている。家庭的養育ではあるが、里親ファミリーホームを法人で設置する意義は、子どもの国連の権利条約に基づいて、社会的養護の子どもの人権を守るという立場で、社会的責任を果たすことであると考えている。地域で当たり前暮らし、地域の商店、歯医者さん、飲食店、交番など地域の皆さんに支えられて育つことを子どもに与えたい。質の向上としては、法人内や外部の研修に積極的に参加しており、特に北海道の場合は、ファミリーホーム協議会があるので全道のホームとの情報交換や交流・研修を通じて、養育者自身も成長していけると思う。運営については、収支のバランスを取るのが難しいのももう少しゆとりのある国の予算を組んでほしいと思っている。

ファミリーホームの設置事例(法人が設置した場合)

< ホーム名 : ファミリーホームももたろう >

1. 法人の基本情報

- (1) 法人名 特定非営利活動法人オーバー
- (2) 法人種別 特定非営利活動法人
- (3) 設置主体 特定非営利活動法人オーバー
- (4) 併設施設 介護保険グループホーム・小規模多機能ホーム・
ホームヘルプ事業(介護保険、障害児、者の相談支援事業)
福祉タクシー事業・保育サポーター
- (5) 住所 大分県豊後大野市

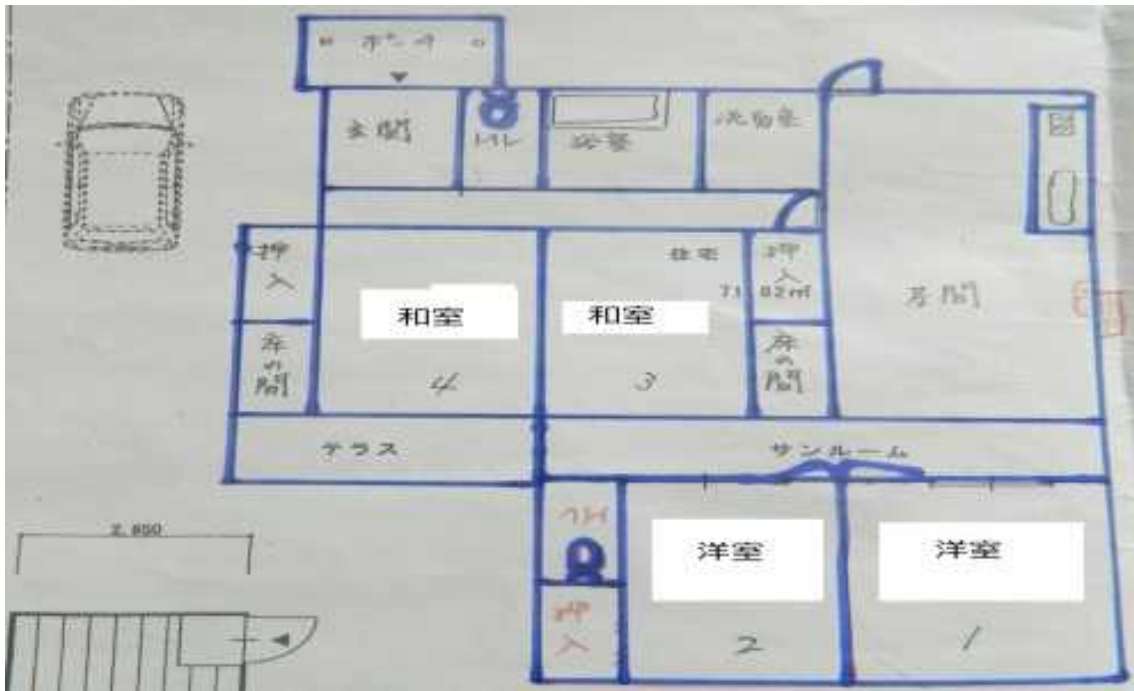
2. ファミリーホームの基本情報

- (1) 定員 6名
- (2) 住所 〒879-6903 大分県豊後大野市清川町三玉686番地
- (3) 設置年月日
国制度に基づく設置 : 2011年(平成23年) 8月 1日
地方単独制度に基づく設置 : -

3. ファミリーホームの建物配置、間取り、整備・賃借時に配慮したこと

- (1) ファミリーホームと関係機関との位置関係
母体であるNPO法人は車で5分の位置にあり、緊急時の支援も受けられる。

(2)ファミリーホームの平面図



(3)ファミリーホームの状況 2013年(平成25年)10月1日現在

児童定員数	6人
児童現員数	計 5人
(再掲)男	4人
(再掲)女	1人
(再掲)就学前	2人
(再掲)小学生	1人
(再掲)中学生	1人
(再掲)高校生	1人
(再掲)大学生など	0人
養育者数	計 6人
(再掲)専従養育者	1人
(再掲)兼業養育者	0人
(再掲)補助者	5人

部屋数	計 4部屋
(再掲)個室	2部屋
(再掲)2人部屋	2部屋
(再掲)3人部屋	0部屋

(4)居室の面積

居室形態	個室	2人部屋
居室数	2室	2室
1居室平均面積(m ²)	9.9 m ²	12 m ²

(5)ファミリーホームの写真

【玄関】



【各部屋】



【リビング】



【キッチン】



【その他の生活空間】



(6) 間取りの工夫

居室は採光が良く、居間からも子どもたちに声かけできるような配置にしている。

(7) 設備の工夫

居間と台所はワンルームにし、洗面所、風呂も居間中心にしている。

(8) 近隣地域との関係

養育者の居住する自宅と隣接する住宅を増改築し、里親からファミリーホームへと切り替えたが、地域住民からは、委託される子どもが地域に与える影響や住民以外の職員が住宅地に入れ替わりで出勤することへの不安から猛反対を受ける。自治会による臨時総会が開かれ、児童相談所職員も参加の説明会が行われた経過がある。

3年たち、自治体の行事には一世帯主として積極的に参加し、近隣住民の理解、協力が得られるように努力している。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 法人がファミリーホームを設置した経緯

(1) 法人が設置に至った経緯

〔経緯〕

2006年3月里親登録。初めての里子受託。里父は障害者相談支援員、里母は保育所保育士。実子2人。2007年3月よりNPO法人を立ち上げ、介護保険事業や障害児、者自立支援事業を展開しながら里親をしてきたが、子どもと共に年齢を重ねるごとに無理や限界を知ることとなり、子どもたちが自立の日まで同じ住居において安定した生活をするためには、専門性を活かした手厚い支援が必要と考え、自ら経営している法人でのファミリーホーム設置を計画した。

〔法人の理念(基本方針)〕

■ 子どもの生活の質の向上を図る。

- 1、三食をしっかりと食べる。食事のマナーを身につける。料理体験を通して作る喜びを知り自活できる力を養うなど、基本的な生活習慣の取得を目指す。
- 2、個々が持っている能力を十分に発揮し、基礎学力を向上させて楽しい学校生活を送れるよう学習ボランティアの活用や学習塾の利用を進める。
- 3、個々の能力に見合った個別支援に努め、適切な就学指導や進路指導を行う。
- 4、子ども自ら、居室やホームの環境整備に努める。

■ 子どもの人権に配慮した援助を行う。

- 5、子どもに対する援助の質を高めるため、ホームスタッフでのケース検討を計画的に行う。
- 6、被虐待の子どもを中心に、学校や児童相談所とのネットワークミーティングに積極的に取り組む。入所初期の子どもについては、学校や児童相談所との連携を強化する。
- 7、子どもの希望や意見を把握し、適切な対応を図る。
- 8、子どもの意向を把握し、児童相談所と相談しながら家族関係の調整を図る。

〔年表〕

2010年4月:	ファミリーホーム新設を法人総会で決定
2010年6月:	定款変更
2010年7月:	子育て支援課にファミリーホーム相談申請
2010年8月:	中古住宅購入、日本財団に増築工事助成金申請 団地内より事業反対の声が上がり、住民集会を開き、県や児童相談所にも参加してもらい、事業の説明を行い、最終的には50戸余りの家庭を訪問して理解をもらう。
2010年11月:	3人の里子と引越し。養育者1名・補助者4名でスタート。
2011年3月:	4人目入所
2011年8月:	5人目入所。ファミリーホームとなる。

(2)具体的に設置を進める方法と関係機関との連携の手順

地域反対もあったことから、児童相談所職員の協力を求め、説明会を開く(1回)。その後は全戸訪問。

(3)法人本部とファミリーホームの役割分担

措置費は法人で管理し、ホームは必要分について支出伺い書等を起票して支出している。支出したお金は食費、日用品費、教育費、被服費に充て、出納簿を作成して管理している。

(4)養育者の募集方法

開始前以前より里親であった法人職員が開始するので募集はしていない。

(5)補助者の募集方法

知人や法人職員が異動し、補助者となっている。

(6)その他特記事項

特になし。

5. ファミリーホームを運営する上で配慮していること

(1) 委託児童の年齢構成や性別

開所時の地域住民の不安要因(以前里親委託していた児童の実親が頻繁に出入りしていたことで、暴力団がらみにならないか、非行少年が増え、地域の子どもたちに悪影響を及ぼすのではないかなど)を考慮し、開所初めての委託は幼児のほうがよいのでは?家族の交流はないほうが?など、委託児童はより慎重に検討した。

地域説明会に県の子育て支援課職員、児童相談所職員も参加くださり、このような配慮を十分にさせていただくことができた。

また現在居住している子どもの安定、安心を一番に考慮し、刺激になるような年齢は避ける。

幼児からいる子は別として、学童からの委託は、学校が同じにならないよう、小学1名、中学1名、高校も同じ学校は避けることにした。

(2) 補助者の選定で配慮していること

①兼任の養育者は男性1名(社会福祉士、成年後見人の資格あり)、専従の補助者は女性2名(②ヘルパー資格を持ち障害者施設勤務経験者③小学校教諭資格を持ち支援学校教諭も経験者)・兼任の補助者は男性2名(④障害児者に携わる法人のヘルパーで青少年自立援助センター勤務経験者⑤高校教諭及び寮の舎監の経験者)。ひとりひとりの育ち、個性を大切に、各々が真剣に向きあう。

(3) 養育者と補助者の役割分担や連携にあたって工夫していること

学習指導担当、離れを利用したミニ保育園担当、調理担当、宿直担当などの役割は一定ではなく、児童の成長や心の安定を図りながら、それぞれが様々な立場で臨機応変に取り組み、関わりが持てるようにする。

(4) 養育者の権限

養育者と補助者間で話しあい、養育方針、養育内容、手立てを立案する。

(5) その他特記事項

特になし。

6. 運用上の工夫

(1) 生活の配慮と工夫

- ・学習できる生活環境や人的環境を整える。
- ・それぞれがストレスをためないように、ひとりになれる時間や空間を作る。
- ・気の合うスタッフと一対一で外出できる機会を作り、開放的に過ごすことで、日頃、家の中では遠慮して話せないようなことや経験を味わえるようにする。

(2) 食事の配慮と工夫

- ・買い物は地域の道の駅で季節の野菜や、スーパーでお勧め食材を買う。
- ・メニューは地域の方から頂いた食材があれば、優先して取り入れた調理をし、地域との関係をより密にするように心がける。
- ・調理は子どもと過ごしている中、その日の流れで手が空いた者が作りはじめるので決めていない。話や遊びが盛り上がっていたり、一緒にいる子が調理に関心を持ったりしたときはその流れで、臨機応変に全員が作れるようにしている。
- ・夕食は、就学児や宿直者など、全員がそろそろ時間から逆算して作りはじめる。
- ・その日の子どもの状態を見て(頑張れ、頑張った、落ち込んでいる、嬉しいことがあった)など、誰かをメインにメニューを立てることが多い。

(3) 権利擁護として取り組んでいること

- ・外部研修に参加し、報告しあって意識を高めるようにしている。
- ・第三者委員は地域の方に協力してもらい、毎月一回不定期で訪問してもらっている。
- ・月に一度は里親支援員の訪問を受けている。

(4) ファミリーホームの孤立防止として取り組んでいること

- ・法人の本部や各事業所と地理的に近いので毎日連携が取れる。
- ・学校との連絡を密にする。

(5) 他のファミリーホームや里親との関係

大分県の場合は、ファミリーホーム開設者は里親であることという内規があるので、大分県里親会が実施する年数回のサロンなどの参加や、大分県ファミリーホーム協議会の3か月に1回程度の持ち回りの会議などに参加親睦を深めることができている。

(6) その他特記事項

① 記録の保管場所、書類の記入の仕方や様式の作成方法、個人情報などを法人とファミリーホームで共有するための考え方など

- ・書類・個人のファイルは鍵のかかる棚に保管している。
- ・書類の記入の仕方はシステム入力し、管理している。

② 運営費の管理やお小遣いの管理

- ・運営費は法人本部で管理している。お小遣い管理は、その子の能力に応じて管理者が管理している。ある程度管理できる児童は、毎月決まった額を渡して管理している(中学生2,000円、高校生3,000円)

③ 防災などその他

- ・本部の避難訓練に参加する。
- ・火災や地震の報道はTV、新聞を通じて一緒に見たり、幼児には紙芝居や防災のDVDを活用し、常に意識するようにしている。

7. その他

以前児童養護施設に勤務していた経験により、将来に希望を持って自立するためには何より、「生後一番初めに会えるべき社会である家庭において、父親、母親の役割を知り、社会における家庭の役割を知るといふ、当たり前な生活をする」と考えていた。実子の、中学卒業を機に里子を受託した。

里親になって6年たち、被虐待児、重度の障害児、乳児、不登校児、実父の不適切な関わりなど、様々な困難事例を抱え、夫婦だけでは子どもを良い環境に保つことは困難であること、また自分たちも年を取り、病気もするだろう、その限界にきて、子どもたちの安心安全な家を失わせるわけにはいかないと確認した。

そこでNPO法人によるファミリーホームに切り替え、補助者と共に安心して安全な質の高い生活を送れる体制を整えることにした。とはいえ住み慣れた居住空間にスタッフが自由に出入りするという事への抵抗や不安、そこへ入るスタッフも同様で、自由に援助の方針や内容、手立てについて意見を出しあい、作り上げていくには何が必要なのか、考えあぐねなかなか踏み出せないでいた。考えた結果、思い切って自宅近くに法人で住宅を購入し、自分もそれまで暮らした家を離れ、里子たちと一緒に引越し、子どもたちとスタッフと共に一から家庭を築くこととした。家具の配置から部屋割り、食卓のマナー全てを話しあいながら作り上げてきた。出会った子どもたちには、離乳食を与えるように、何が美味しくて、何が辛くて、苦いのか、ひとつひとつの表情を読みとって、どんな形態なら飲み込めるのか、どこまで噛み砕いて伝えれば、つながることができるのかをスタッフ間で模索しあう。学習のこと、障害のこと、進路のこと、自立の手段、調理のこと、立場に関係なく全員が意見を戦わせるためには各々が学んでいなければならないと認識している。

ファミリーホームの設置事例(法人が設置した場合)

< ホーム名 : 森 の 家 >

1. 法人の基本情報

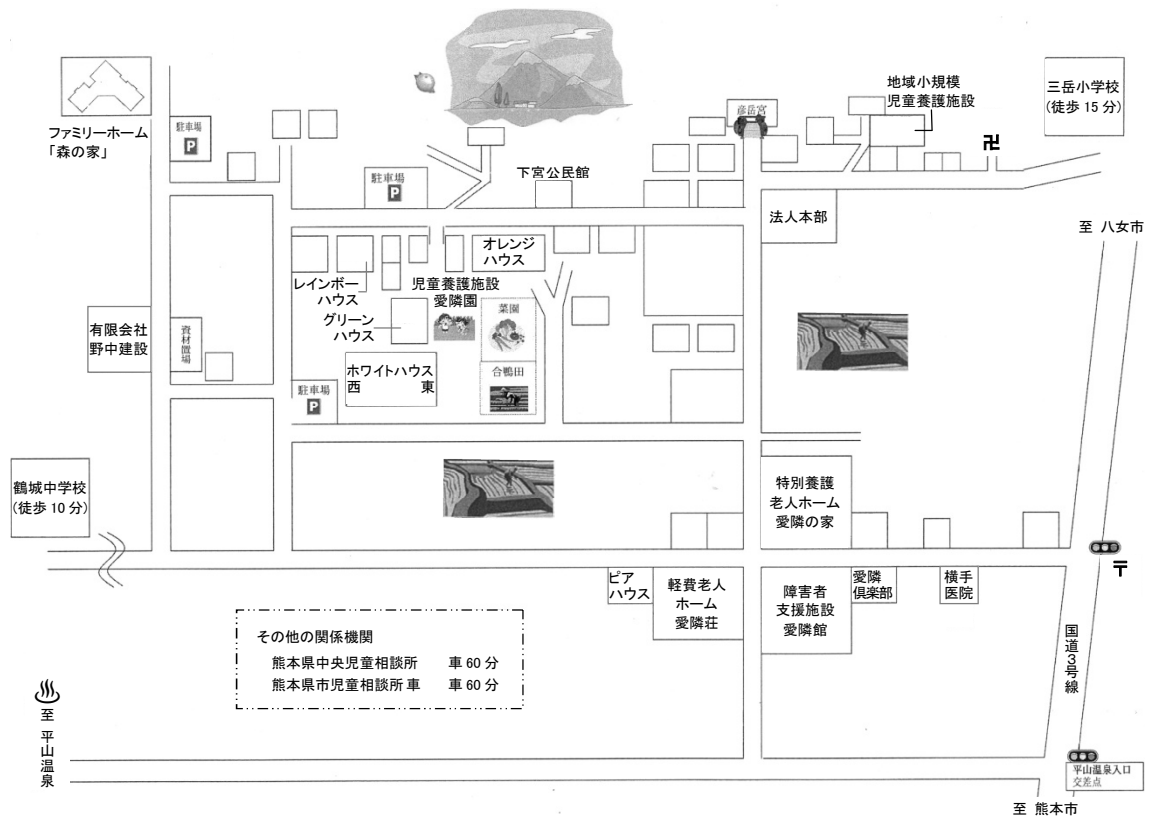
- (1) 法人名 愛隣園
- (2) 法人種別 社会福祉法人
- (3) 設置主体 社会福祉法人 愛隣園
- (4) 併設施設 児童養護施設、軽費老人ホーム、障害者支援施設、特別養護老人ホーム
- (5) 住所 熊本県山鹿市

2. ファミリーホームの基本情報

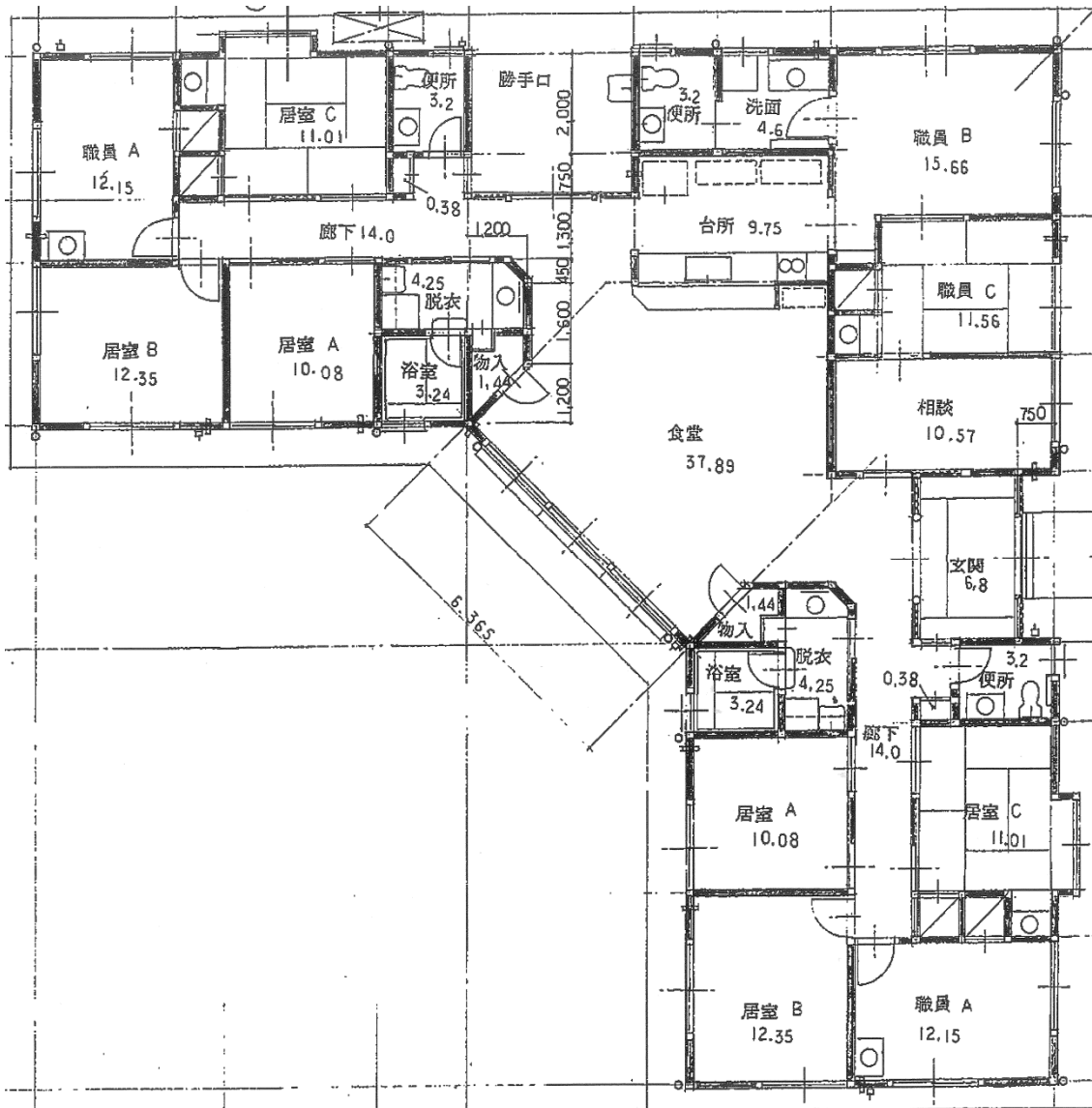
- (1) 定員 6名
- (2) 住所 〒861-0551 熊本県山鹿市津留1728番地1
- (3) 設置年月日
 国制度に基づく設置 : 2013年(平成25年) 4月 1日
 地方単独制度に基づく設置 : ー

3. ファミリーホームの建物配置、間取り、整備・賃借時に配慮したこと

(1) ファミリーホームと関係機関との位置関係



(2)ファミリーホームの平面図



(3)ファミリーホームの状況 2013年(平成25年)10月1日現在

児童定員数	計	6人
児童現員数	計	6人
(再掲)男		3人
(再掲)女		3人
(再掲)就学前		1人
(再掲)小学生		1人
(再掲)中学生		2人
(再掲)高校生		2人
(再掲)大学生など		0人
養育者数	計	3人
(再掲)専従養育者		2人
(再掲)兼業養育者		0人
(再掲)補助者		1人

部屋数	計	6部屋
(再掲)個室		6部屋
(再掲)2人部屋		0部屋
(再掲)3人部屋		0部屋

(4)居室の面積

居室形態	個室※	2人部屋
居室数	6室	0室
1居室平均面積(m ²)	17.29 m ²	0 m ²

※未就学児が入所した場合には、2人部屋としても対応できる広さを確保している。

(5)ファミリーホームの写真

【玄関】



【各部屋】



【リビング・ダイニング】



【キッチン】



【バス】



【その他の生活空間】



(6) 間取りの工夫

- ① 周辺環境空間を視覚的に取り入れる設計。[平屋設計により安全性重視]
- ② 夫婦と他の養育者が住める設計。
- ③ 子ども達が男女混合6名居住しつつ、性差に対する一定のプライバシーを守りやすい設計／設備。
 - ・東西ウイング90度視野角空間(距離感)、視覚的プライバシーへの配慮。
 - ・玄関と同じ間取りの勝手口を備えることで男女の日常生活の流れを自然に区分できる設計。
- ④ 兄弟姉妹が他児童と共に生活しやすい居住空間設計。
 - ・児童居室最低基準(4.95㎡)の倍以上を設定、2人部屋として利用可。
- ⑤ 個別／個室空間の自己管理を自然に行うことへの配慮。
 - ・中庭に面し、ベランダ空間が利用できる児童居室4室。
- ⑥ 0歳児／乳幼児のケアに配慮した居室の設計／設備。
 - ・畳部屋で養育者が添寝可、居室内に洗面設備有、出窓から外風景を取り入れつつ、外へ出にくい設計。

(7) 設備の工夫

- ・子ども達が利用する風呂、洗面、トイレを東西エリア2か所に設置。
- ・夫婦居室には専有トイレ洗面・洗濯機を設置。
- ・各居室の配置並びに窓／採光の位置(高さを含む)等々により、養育者が自然な生活の中でプライバシーを守りながらも子どもの様子が把握しやすい設計。
- ・引き戸とドアを居室の特徴に合わせ設置。

(8) 近隣地域との関係

- ・本体60年の歴史に培われた社会的環境と人間関係を基盤とする。
- ・区費を独自に払い(地域小規模も同じ)、区役(除草、水路清掃作業)、村役(種々の委員活動、婦人会への参加、葬儀の手伝い等々)、一地域住民としての自然な役割を担う。
- ・様々な機会をとらえ地域文化活動へ参加。
- ・地域環境保護団体への特別会員登録／参加。

(9) その他特記事項

- ・ホタル、うぐいす、トンボ、セミ、野草などの動植物が豊富に生息、照葉樹林の山々が北に位置する。
- ・自家水(地下80m井戸水)利用。年1回水質検査実施、優良水。

4. 法人がファミリーホームを設置した経緯

(1) 法人が設置に至った経緯

社会福祉法人児童養護施設愛隣園は、公的社会的養護(全ての里親、施設、その他の形態)のケア体制に、その利用者に対する物的・人的・社会的環境上の格差が存在すべきではないと考えている。児童養護施設の過去12年間の施設整備の重点課題は、1つのグループホームに最低4人の大人が住む／居住することができることと重ねて、ジェンダー(養育における男性性と女性性)のバランスの取れた人的養育環境を生み出すことである。

[年表]

- 平成 23 年 5 月： 理事会、評議員会にてファミリーホーム2か所創設計画策定。
- 平成 23 年 6 月： ファミリーホーム創設に向け県への協議書提出。
- 平成 24 年 3 月： 理事会にて平成25年4月1日より本体定員10名削減(定員40名)とファミリーホーム創設計画を決議。
- 平成 24 年 7 月： 次世代育成支援対策施設整備事業補助金内示を受ける。児童相談所との委託に関する協議開始。
- 平成 24 年 10 月： ファミリーホーム着工。
- 平成 25 年 4 月： 運営開始。5月理事会にてファミリーホーム2か所目創設計画確認。

(2) 具体的に設置を進めるための方法と他の関係機関との連携手順

平成21年4月のファミリーホームの制度化を受け、本体施設内部の整備を進めつつ、県行政との協議を開始する。平成24年7月県より次世代育成支援対策施設整備事業補助金

内示を受ける。児童相談所とのソーシャルケースワークの視点からの委託措置に向け協議を開始する。

平成25年4月運営開始、開始後半年は施設の施設長(理事)、里親支援専門相談員、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員参加によるケースとケアプラン並びにマネージメントに関する会議を開催。10月より月1回、上記会議を施設長、里親支援専門相談員により継続、必要に応じ家庭支援専門相談員、個別対応職員参加。

経費管理については、4月から9月まで月1回、施設書記が指導、以後は管理者にて実行。10月以降、施設初期による2か月に1回の実績チェック。次年度予算、事業計画は施設長がスーパーバイズしている。

(3) 法人本部とファミリーホームの役割分担

- ・制度は、ファミリーホーム設置を児童養護施設運営法人に限定しており、児童養護サービスのノウハウをその運営に付加することを前提としていると考える。
- ・法人本部の責任は、土地・建物・設備・雇用とそれらに伴う財政責任を負うことである。
- ・児童養護施設との関わりは、財政上、施設よりの法人繰入を限度枠内で行うことと、実質上の人事教育責任を負うこと。

(4) 養育者の募集方法

- ①平成23年度よりハローワーク、県社協を通じての公募と個人ベースの求人を開始。
- ②施設長により、施設職員で適切と思われる職員4名のその可能性に対する意志を確認、県へ書面報告。内1名管理者に適切と思われる職員並びにその妻に打診開始(両者とも愛隣園の職務経験あり)結果妻が保育士職を他の職場に持ち、移行困難であった事情により夫婦招聘は実現せず。
- ③専任養育者に関し上記②の結果を踏まえ、乳児院勤務4年間の経験を持ち本体グループホームの現職で、意欲を示した者との調整を行う。
- ④平成26年1月現在においても、夫婦の募集をハローワークと県社会福祉協議会を通じ継続、理事会などにもその必要性を説明、今なお夫婦による求職者は見つからず。

(5) 補助者の募集方法

- ・平成25年度においては本体書記補佐(女性)を任命、近隣地域内の複数名の方との面接を行ったが、結果的には本体グループホームに8か月間居住経験を持つ常勤非正規職員との合意により「森の家」に居住、本体管理部門との初年度における円滑なコミュニケーション

ヨン業務を果たした。

- ・平成26年度は事業の安定を想定し健康食生活支援の強化を図れる長期的人事体制を考察中。

(6) その他特記事項

特になし。

5. ファミリーホームを運営する上で配慮していること

(1) 委託児童の年齢構成や性別

- ・男子、女子各3名。未就学1名、小学生女子1名、中学生2名(うち1名は高校女子の弟)高校生女子2名(内1名は中学生男子の姉)で、基本的に性的問題が起こらないような年齢構成や兄弟姉妹を配置、素行などにも配慮している。
- ・地域小規模児童養護施設の場合、3分の2の居室が緊急対応などのため出入り口をカーテンで仕切っているが、ファミリーホームは全居室がドアまたは引き戸となっており、磨ガラスで内部の光しか見えないといったプライバシーを確保しやすい設計である。

(2) 補助者の選定で配慮していること

- ・社会的養護事業に対し一般的理解が得られていること。
- ・平成23年度より本体児童の措置解除からの積極的移行が見込まれていたため、子どもにとり馴染みある人事の必要性を考慮し調整。
- ・平成25年初年度は、本体管理部門とのコミュニケーションが円滑に取れる人事体制を重視。
- ・管理者並びに専任養育者とのコミュニケーションが図れること。
- ・住民として一定の村民生活を楽しめる資質があること。
- ・衣食住に関する常識的体験と判断力が備わっていること。

(3) 養育者と補助者の役割分担や連携にあたって工夫していること

- ・3名の養育者の分担と連携は創設前より意識化、実際の運営は3人の合意により臨機応変に行っている。但し、平成26年度以降は養育補助者の健康食生活への関わりを強化できる人事体制を検討中。

(4) 養育者の権限

- ・措置費請求など通常の運営管理、受託児童のケア、アフターケア、養育者間連携、健康食生活全般、火元・安全管理責任、地域並びにPTAコミュニケーション全般。
- ・施設長(理事): スーパーバイザーとして運営管理と児童のケースマネジメントへの助言、並びに地域コミュニケーション支援に関わる。
- ・里親支援専門相談員: ソーシャルケースワークへの助言とファミリーケースワークにおける直接支援など。

(5) その他特記事項

- ・本体と第三者委員を共有、または新規に委員会を構成するか検討中(経験ある評議員から1名、理事から1名)。
- ・事業所型ファミリーホームの利点を活かすため、施設長、里親支援専門相談員／家庭支援専門相談員との関わりが必然的に発生する。特に「森の家」創設に際しては、結果的に6名全員が本体を措置解除後委託となったことから、今後2～3年間は必然的に本体による児童のアフターケア支援が必要。

6. 運用上の工夫

(1) 生活の配慮と工夫

- ・米、麦などの地域生産物の数品目に関しては経済効率を考慮し本体との共同購入。
- ・日常生活の中で自然、経済、文化などに関する身近な資源を子ども達と共に利用し、地域情報は地域住民との関わりにおいて同レベルで共有。

(2) 食事の配慮と工夫

- ・献立立案、食材調達など一般家庭に同じ、管理者、養育者とも調理している。尚、本体栄養士が月1回メニュー実績を見て助言。
- ・平成26年度は健康食生活に比重を置いた養育補助者／支援方法を検討中。
- ・健康食生活の基本指針は、地産地消と自然食材の利用そして自ら農作物を作ること。

(3) 権利擁護として取り組んでいること

- ・本体施設長：スーパーバイザーとして関わる。
- ・第三者委員：本体の第三者委員を共有するか、新規に委員を構成するか検討中。
- ・里親支援専門相談員：ソーシャルケースワークを基礎とする個別支援を養育者を通じ行い、ファミリーケースワークについては直接支援を行う場合もある。
- ・児童相談所：各里親担当窓口（熊本県の場合各2名）とケースの動静情報を共有しながら支援体制維持。

(4) ファミリーホームの孤立防止として取り組んでいること

- ・本体職員会議へ管理者または専任養育者が出席。（研修の目的を含む）。
- ・月1回、スーパーバイザーと里親支援専門相談員が「森の家」にてサービスと運営に関するミーティングを行う。
- ・レスパイトケアに関しては本体のローテーション外職員が支援することにより、本年度7、8月に管理者を含む養育者3人に各1週間ずつの休養期間を設けた。支援した本体職員は、研修を目的とし出向派遣の位置付けとした。重ねて、9、10月期に1泊研修に参加できるように、5名の本体職員（マネージャー）が支援した。但し、今後は、本体グループホーム／地域小規模児童養護施設などを含むレスパイトケアを提供するためのシステム作りについて検討する必要がある。施設が連携することにより、施設のケアノウハウを活かすことができるようになり、多職種による重層的な支援が得られ、新任管理者、養育補助者などの不安感、孤立感が軽減し、運営の適正、安定化が図られた。

(5) 他のファミリーホームや里親との関係

- ・平成14年度より毎年、熊本県里親協議会主催関連の研修会に複数名以上派遣。
（施設サービスの専門性の方向を検証しつつ、一般家庭の里親に学ぶ目的。）
- ・養育、専門里親研修の受け入れを年間通し実施。
- ・里親サロンの開催。
- ・平成25年度にファミリーホーム希望家庭の調査、状況整理、創設までのプログラム案をまとめ県本庁へつないだ。今後も継続し支援。
- ・IFCO里親世界大会へ職員5名を派遣。
- ・里親支援専門相談員の配置。
- ・里親全国大会へ地域小規模児童養護施設職員並びに家庭支援専門相談員を含む4名を派遣。
- ・「熊本県里親協議会」主催研修受入。
- ・平成25年10月より施設長と里親支援専門相談員により、地域評価高く300年以上続く浄土真宗のお寺さんへ出向き、里親とファミリーホームの重要性並びに啓蒙／協力に関

する説明を行っている。日本文化の地域住民生活に深く関わりつつ、広義の意味において住民の精神福利のために門徒さんを維持し続けられている永続性の高い私営者と認識しているため。

(6) その他特記事項

① 記録の保管場所、書類の記入の仕方や様式の作成方法、個人情報などを法人とファミリーホームで共有するための考え方など

- ・施錠できる管理ルーム(書斎兼応接間10.57㎡)を設け金庫設置。
- ・直接サービス管理記録は愛隣園本体に準じた様式使用。
- ・記録管理は本体管理部門の一部様式を利用し金庫内保管。
- ・養育者は毎年度4月1日に守秘に関する法人への誓約書にサイン。

② 運営費の管理やお小遣いの管理

- ・措置費請求業務などは、本体書記により平成25年4月から8月まで管理者が処理訓練を受け、9月から管理者が独自に遂行。後、本体書記が2か月に1度処理後にチェック、平成26年度支援継続。
- ・お小遣いについては、月ごとに年齢別の額(高校4,000円、中学2,000円、小学1,000円)を児童個人口座に振り込み、必要に応じて払い戻す方法、印鑑は大人が金庫保管している。

③ 防災などその他

- ・平成24年1月期より児童養護施設愛隣園職員ボランティアにより2階建て老朽危険家屋の撤去作業を市環境課、地域住民の理解を得実施、2月完了。
- ・運動広場(1,173㎡)が「森の家」と隣接し、通常はスポーツレクリエーションに使用、地域の一時避難場所などとしても利用。
- ・設計上の配慮:木造平屋、未就学、0歳児対応ルームを除く全居室は直接外へのアクセス可能。
- ・平成25年5月地区消防団15名に事業説明、現場立入を実施し敷地内を消防車で360度一周できるスペースを確認。今後年2回「森の家」として避難訓練を予定。
- ・森の家から消防団が管理する消防車が約250mの場所に設置されている。また消火栓主配管から約300m。
- ・調理はIH電磁式。ガスは外回り配管で風呂、給湯のみ。
- ・市当局へ平成23年度に隣接道路の外灯設置申請。平成25年8月3か所に設置完了。
- ・平成14年度より本体職員1名～2名を地区消防団(第8分団第4部)へ派遣継続。

④ 法人がグループホームを所有している場合のグループホームとの違い

- ・グループホームは3人のシフト体制で勤務しているが、ファミリーホームは夫婦を前提とした職員が補助者との連携で運営している。

7. その他

〔今後取り組んでいきたいこと・計画〕

施設入所児童の里親、ファミリーホームへの委託推進。

里親支援機関としてのファミリーホームの新規開設、里親開拓などの支援充実。

地域里親家庭との交流、施設、里親とのレスパイトケア調整実施。

〔ファミリーホーム設置にあたって〕

国連の子どもの権利条約に基づき、養護下の子ども達の人権を守りながら、子ども達が家庭的環境で育つことが望ましいという観点から、養育に取り組んでいる。現在のファミリーホームでは法人の職員がケアに当たっているが、子ども達を我が子ととらえ、日常の家庭生活が味わえ、身に着くよう共に生活している。また、地域の生活者でもあるため、地域の催しなど参加し、当たり前の地域住民の生活を積極的に行っている。

養育者の質の向上については、全国ファミリーホーム協議会の研修をはじめ積極的に参加し、県内の里親協議会の理事を務めるなど努力している。また、本体施設の里親支援専門相談員との連携は日常ベースで行っている。尚、ファミリーホームは夫婦の配置が前提であり、当法人ではその配置が課題となっている。準備期間を十分に持ち、経験を積んだ夫婦の配置を心がける必要があると考える。

また所管の労働基準監督署にファミリーホームの労働時間について相談したところ、ファミリーホームの制度自体を把握されておらず、返答できないとのことであった。

ファミリーホームの設置事例(乳児院連携事例)

<ホーム名 : 二葉乳児院>

1. 乳児院の基本情報

- (1)法人名 社会福祉法人 二葉保育園
- (2)設置主体 社会福祉法人 二葉保育園
- (3)認可定員 40名
- (4)併設施設 地域子育て支援センター二葉
- (5)住所 東京都新宿区南元町4番地

2. ファミリーホームの基本情報

- (1)定員 6名
- (2)住所 〒194-0043 東京都町田市成瀬台3-8-8 ホームばあばぱぱ
- (3)ホーム内



3. 乳児院とファミリーホームの建物配置、概要

(1) 乳児院とファミリーホームと関係機関との位置関係

- ・ファミリーホームと当法人が運営している乳児院(新宿区)の間は、約15km離れている。
- ・所管児童相談所は3、4か所であるが、ファミリーホームから30分～1時間圏内にある。

(2) 乳児院の概要

〒160-0012 東京都新宿区南元町4番地

児童定員 40名 認可 昭和23年1月1日 職員数 52名

0歳から概ね2歳、必要に応じて就学前までの様々な事情があって家庭で生活することが難しい乳幼児を養育している。新宿区、中央区、墨田区子どもショートステイ事業として、病気、出張、出産、介護、冠婚葬祭などで一時的に子どもの保育に困ったときに7日間以内で保育を行う。

4. 乳児院とファミリーホームが連携した経緯

(1) 連携に至った経緯

東京都の養育家庭センターを乳児院として開設していた時期(昭和61年～平成13年)に、研修時に里親さんの関わりを見ていたセンター長が、乳児院にいる里親委託の予定の子どもの委託をお願いしたいとなった関係から始まった。

3歳前の段階から交流を開始して、宿泊を中心の交流を3回ほど重ねて、委託。その後も1年ほどして、1歳違いの子どもを委託していった。当乳児院からは2名委託。連携を開始した動機・目的といったものは、乳児院のアフターケア関係のつながりであったが、0歳から育てていた子どもと養育者の関係を大切に考えていただいた双方の意思で進んでいった。里親さんの不安感を受け止めながら、子どもを中心においた考えが双方にあったと思う。

幼稚園の卒園、小学校の入学式、中学校の入学式といったイベントはもちろんのこと、年賀状など、忙しい折のFAXでのやりとりなどで関係性を継続している。

(2) 具体的に連携を進めるための方法と他の関係機関との連携手順

里親認定の研修や、学習会などでの里親さんを知っていくことが大切なことであると思う。今ケースの場合は、まず出会った場で、この里親さん宅にこの子どもをと思ったところが始まりであり、各都道府県が里親登録を請け負っている今の形からすると、乳児院側としては、あまりない例ではないか。今後、乳児院を活用した研修や学習会の場で直に触れあえること

ができていけば、十分可能性はあることだとは思う。

乳児院側では、アフターケアの形で家庭に帰ったケースや、児童養護施設に措置変更になったケースも含めて、取り組んでいるところはある。

養育の連続性や子どもの育ちの保障も含めて、関係性の財産として施設側を活用していただきたいと願っている。

現在の乳児院では、里親支援専門相談員の配置なども進んでいるので、連絡のやりとりや訪問支援は十分可能だと思う。

児童相談所の子ども担当福祉司は、異動や配置変換などで変わる可能性があるが、施設の職員は長く勤めている。退職しても尚、気持ちの上では、関わりを持ち続けている。何より、施設との関係性が持てている。長く里親養育で子どもを見るファミリーホームの方が、育った乳児院と連携をして子どもの育ちを見守っていくことは大切なことである。

今ケースは、出産、育児休暇を経て職場に復帰した職員、施設長をはじめ、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、里親支援機関事業といった施設の職員とファミリーホーム運営者との関係性が十分にできていたことから連携はスムーズであった。間に、児童相談所を置かずに、直接のやりとりが多い。

乳児院では、里親委託となるケースが年に数件ある。里親との交流時期、外泊までの時期、長期委託の時期、さらに委託を終えて、乳児院への措置が切れた後からの里親との関係づくりといった様々な時期に多くの職員が関わっている。里親が、初めて子どもと交流する時や子育てを行う中で不安や悩みが出てくるときに、施設の職員とともに乗り越えていく経験などが、関係性を深められる一因である。子どもの成長を共に喜びたいというファミリーホームの希望、そこででの生活を楽しみ、乳児院の職員に報告をしたいという子ども側からの希望と、乳児院側の姿勢が重なったところで、成立するものかも知れない。

(3) 乳児院とファミリーホームの役割分担

乳児院は、赤ちゃんの施設になる。初めの土台作りになると思う。安全・安心の基本が作られて、里親さんへ委託をされる時には担当養育者と十分な関係性が形成されているところから、愛着対象者の移行が行われていく。子どもを支えるネットワークというか、育ちを見守っていく人たちが多ければ多いほど善き財産になると思われる。

交流時には、意識して里親さんの名前を伝えながら、子どもに存在を伝えていき、ファミリーホーム側としては、赤ちゃんだったころの話を折に触れて伝える中で大切にされていたことを伝えていただく。誕生日や進級、進学のお機会をとらえての連絡を行う。

生まれてからの人生において、大切にされている実感を得ることは、子どもにとってよいことである。ランドセルを背負っているのを見せに来たり、制服姿を見せてくれたり、喜びを分かちあう機会がある。

(4)連携を進めたことによる効果

乳児院側から見た効果としては、その子どもと思春期にかかる時期まで関係性を保つことができることは意義深い。職員の育成に役立つ。その理由は2年先までの養育でなく、長いスパンで子どもの育ちに関わることができるからである。職員のキャリア形成からすれば、子どもに長く関わっていくことができる仕事と感じられ、長期的な視野に立って仕事を重ねていくことができる。ひとりの人間の成長に喜びを感じることができるようになるといえる。

ファミリーホーム側から見た効果では、共に養育にあたってくれている存在を認識できる。根っこの部分で関わった職員と常に連絡が取れる状況にあることの心強さ。赤ちゃん時代を知り、交流の時の苦労や悩みを知っている人たちが身近にすることで、何でも話ができるという関係性があることは、日常の生活の中でも、声かけにしても、助かる存在である。

5. その他

乳児院からの委託を行う里親家庭、ファミリーホームに関して、子どもの育ち、育てを共有できるようにしていくためにも、里親養成の・育成の場に協力して、里親家庭・ファミリーホームを理解していく。初めのマッチングの部分にも関わらせていただくことができるとより良い。また、交流に関わることで、協働の子育てを行っていくことができる。

〔これから連携を考えている乳児院へのアドバイス〕

乳児院での子どもが、家庭に帰ることができずに、養育の場がファミリーホームに代わり、成長をしていくときに、その子どもの初めの部分を知っているのは、乳児院になる。乳児院がその大切な時期を次の養育者にバトンを渡すように、引き継いでいくことは必然である。家庭や里親家庭、ファミリーホーム、児童養護施設といった場に成長に沿って大切に育てられる所に変更していくことも乳児院では、必然である。

そう考えていくと、どこの部分でも連携は不可欠であり、しっかりとつないでいくことが、望まれる。子どもの育っていく過程の中で、折に触れて立ち返るところは、根っこの乳児院時代になることを考えていくと、多くの乳児院が取り組んでいる部分に自信を持って進めていくことだと思う。

ファミリーホームの設置事例(児童養護施設連携事例)

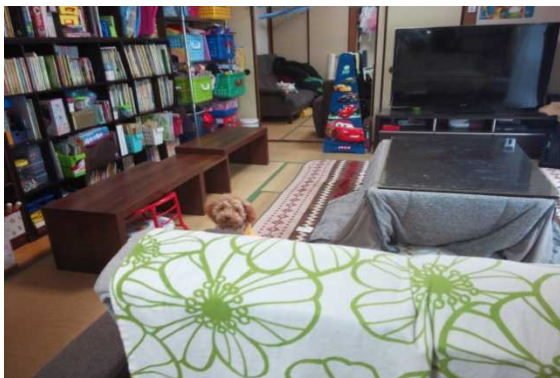
<ホーム名 : 広島修道院>

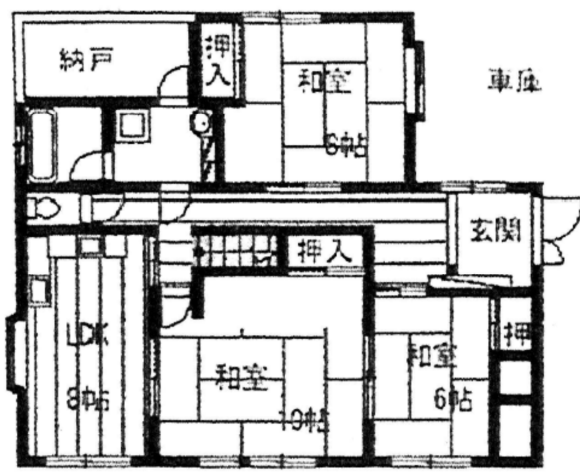
1. 児童養護施設の基本情報

- (1)法人名 社会福祉法人 広島修道院
- (2)設置主体 社会福祉法人 広島修道院
- (3)認可定員 100名
- (4)併設施設 広島乳児院・広島修道院保育園
- (5)住所 広島県広島市東区尾長西二丁目8番1号

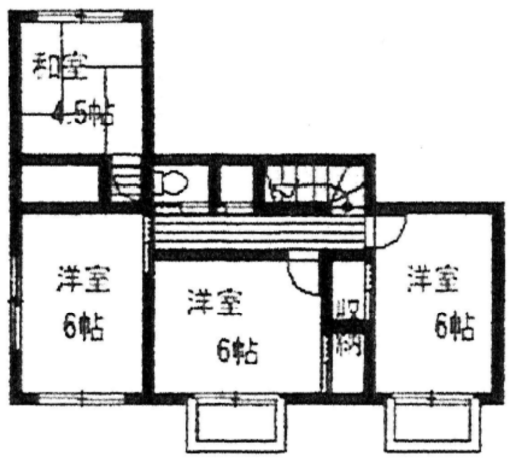
2. ファミリーホームの基本情報

- (1)ファミリーホーム吉田 ~母譜(もつぷ)~
- (2)定員 6名
- (3)住所 〒733-0834 広島市西区草津新町1-10-5
- (4)外観写真



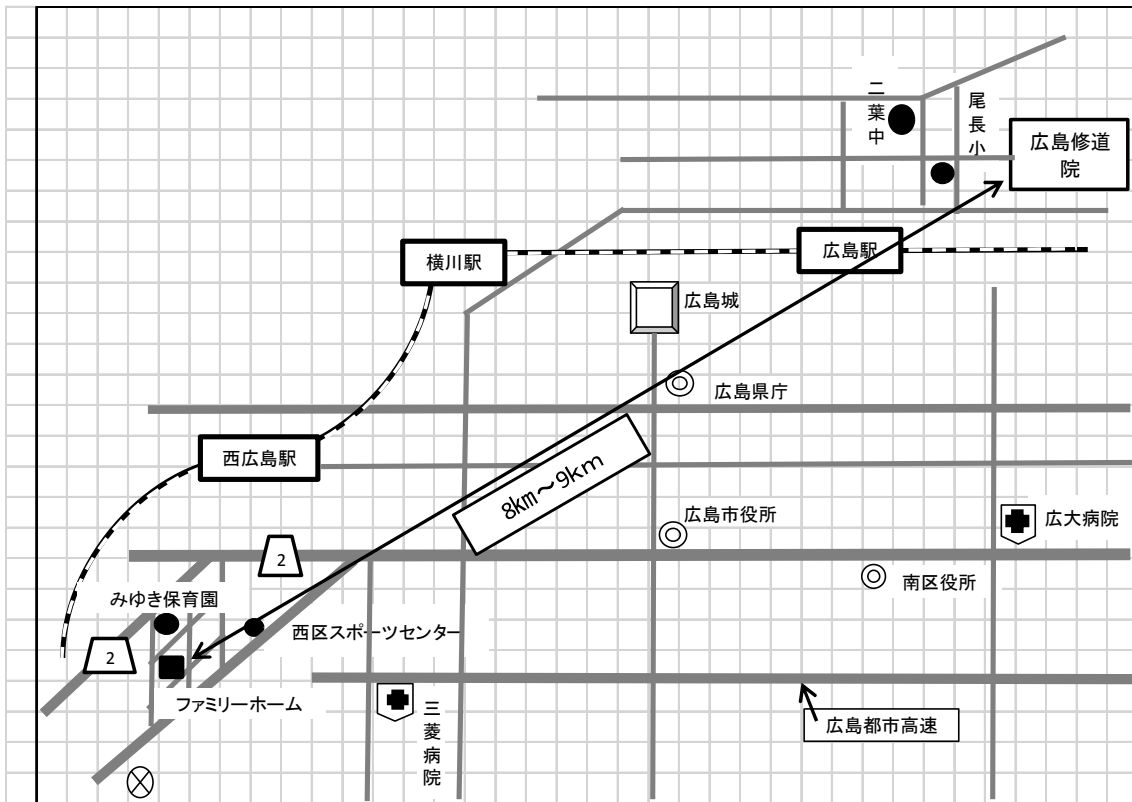


庭



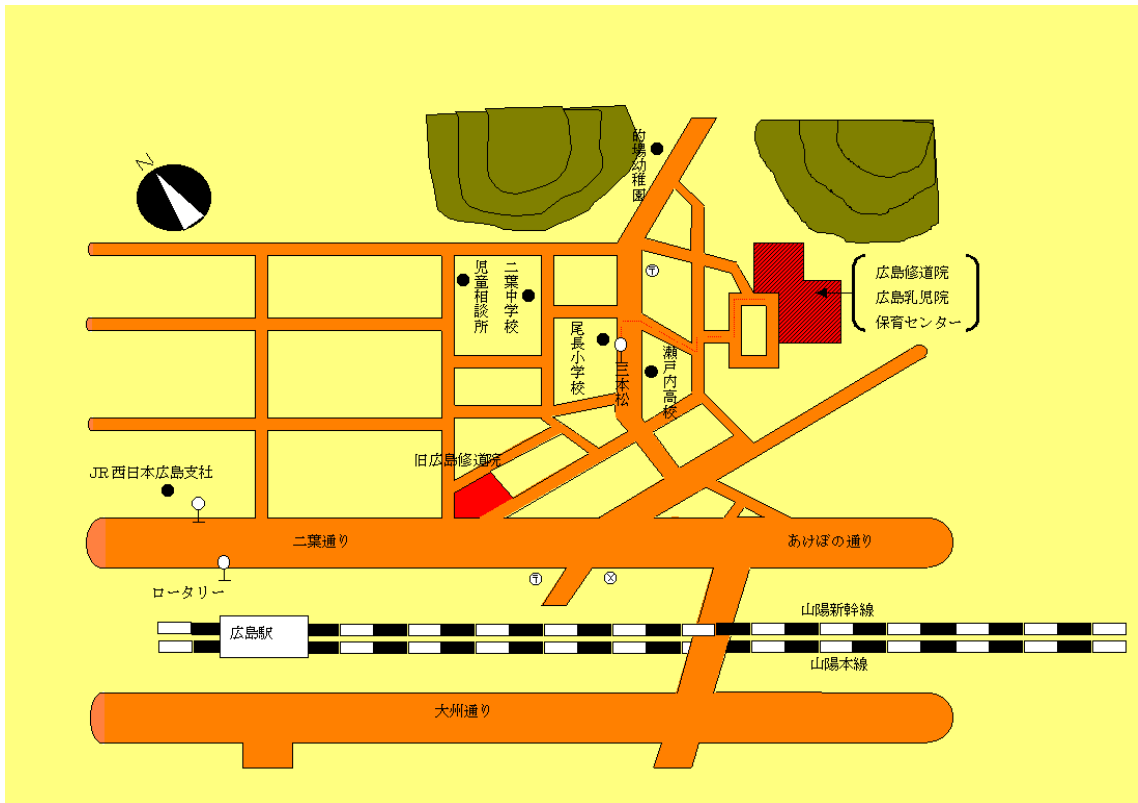
3. 児童養護施設とファミリーホームの建物配置、概要

(1) 児童養護施設とファミリーホームと関係機関との位置関係

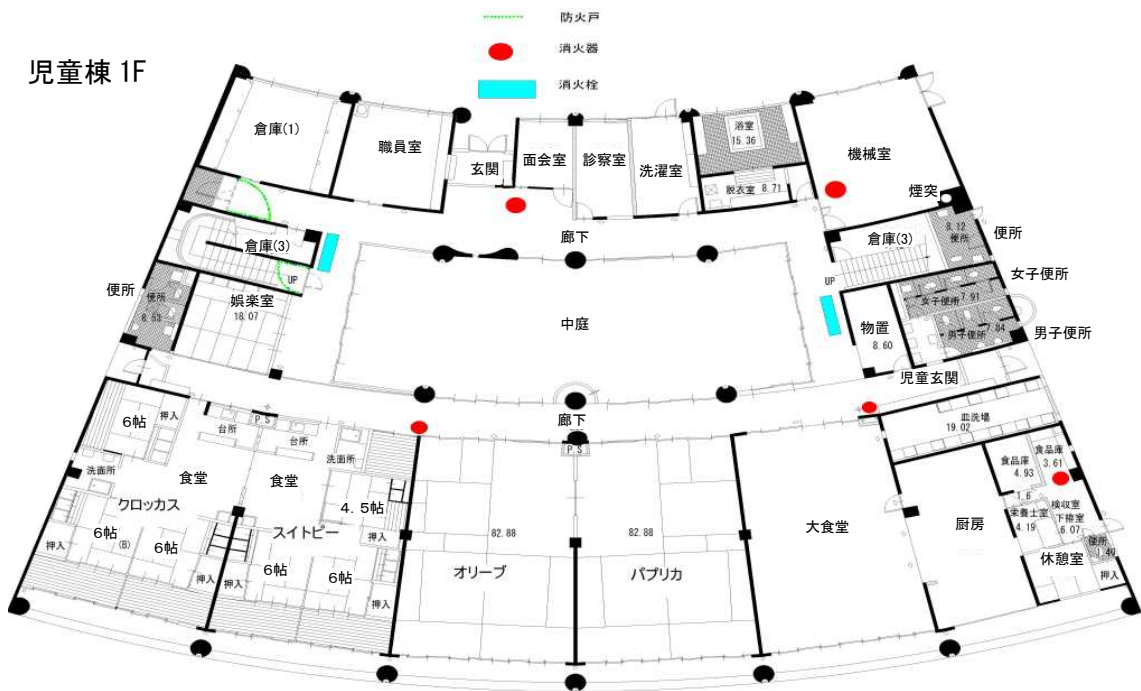


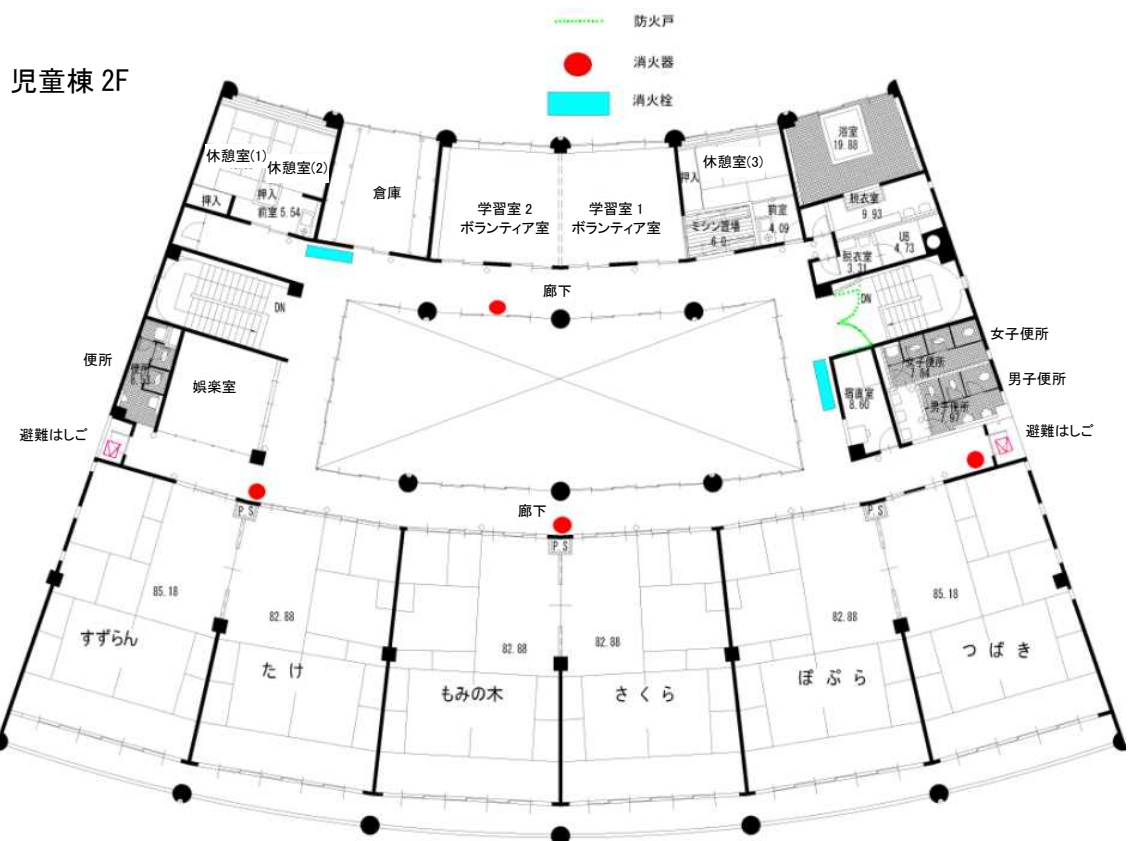
(2) 児童養護施設の概要





児童棟 1F





4. 児童養護施設とファミリーホームが連携した経緯

(1) 連携に至った経緯

- ・ファミリーホームを開始する前より、里親(元児童養護施設保育士)として、修道院児童との縁組があり、継続する。

〔連携を開始した時期〕

- ・平成24年6月

〔連携を開始した動機・目的〕

- ・広島修道院の家庭養育推進事業として、ファミリーホームの支援を謳ったため。
- ・里親支援専門相談員の配置による。
- ・ファミリーホーム設置者が、児童養護施設職員であったため、以前からの連携が取れていた。
- ・ファミリーホームを設置するにあたって、児童養護施設退職後、里親登録をされる。その後、ファミリーホーム設置に意欲を示され連携に至る。

(2) 具体的に連携を進めるための方法と他の関係機関との連携手順

- ・乳児院から2名の委託(平成26年4月現在)。
- ・広島市児童相談所・広島乳児院・広島修道院・ファミリーホームの関係者で定期的に連絡会を設ける。
 - 広島修道院と広島乳児院と児童相談所(毎月1回)・ファミリーホームの関係者(3か月に1回)で児童の処遇会議を中心に行っている。
- ・ファミリーホームの職員さんの実習・研修の実施で連携を深める。

[連携を開始された当初の具体的な取り組み・連携の進め方]

- ・ファミリーホーム職員の広島乳児院での実習、広島修道院心理士による研修、広島修道院家庭支援相談員との意見交換を行った。その上で、広島市児童相談所の新担当職員との定期連絡会(対象児童を中心とした)を行っていった。
- ・ファミリーホームの性質から、閉鎖的になりやすく問題が内在しやすいことから、スーパーバイズのできる苦情解決委員に施設長になってほしいとの要望があり承諾する。

[連携体制が構築されるまでに要した期間]

- ・2～3か月

[連携による効果]

- ・児童の将来展望を考えたときの措置の選択の幅が広がった。
- ・児童養護施設職員が、子どもとファミリーホームの養育者等とが豊かな人間関係を構築している状況等を垣間見ることによって、ファミリーホームに対する理解を深めることができたように思われる。

(3) 児童養護施設とファミリーホームの役割分担

[連携の具体的な内容・役割分担]

- ・管理運営面の資料提供とアドバイス
- ・他機関との連携の在り方のアドバイス
- ・人材育成の共有
 - * 社会的養護の学習会の参加
 - * 新任研修の参加
 - * 各種研修などの情報発信と共有
- ・養育者が1名であるため、緊急時の応援施設としての位置付け
 - * 養育者の病気などにより養育が不可能になった場合
 - * 個別の関わりにおいて、ストレスフルになった場合のレスパイト

・乳児院などからの委託が2名あることによる連携

＊ 発育、発達の情報交換を定期的に行う

＊ 保護者との関わり調整及び連携

〔連携を進めていく上で苦労された点〕

・児童養護施設と乳児院が同一法人で同敷地内にあるが、別棟にあることや業務においての差異があるため、二者の関係性を調整することが難しかった。

・ファミリーホーム自体が新しい事業であり、児童養護施設職員がファミリーホームに対しての共通理解を図ることが困難であった。

(4) 連携を進めたことによる効果

〔児童養護施設側から見た効果〕

・児童の家庭復帰が難しく、里親委託が望ましいが、委託に至らなかったケースもあったが、ファミリーホームという新たな事業によって、委託に至る可能性ができた。

・ファミリーホーム設置者が元児童養護施設職員であったこともあり、互いの認識に共通する点も多い。このことにより、よりファミリーホームを認識・理解することができ、資質の向上にもつながっている。

〔ファミリーホーム側から見た効果〕

・管理運営面のサポートがあったこと。

・人材育成の効果。

・緊急時の対応の仕組みがあること。

5. その他

(1) ファミリーホームとの連携に関して今後取り組んでいきたいこと・計画

・施設がマネージメントする

— ファミリーホームを希望する人材を募集、または開拓し、施設内の小規模施設などにおいて一定期間の研修を行う。また、設置する際に、申請業務などの支援、援助、補助及び、運営のノウハウを提供するなど、事業開始までマネージメントを行う。安定した事業が見込まれるまでは、施設傘下のホームとし、その後独立する子どもの養育支援、人材育成、レスパイトケアについては継続的に支援連携を図る。

・施設が里親型ファミリーホームをサポートする

— 里親・ファミリーホーム支援事業機関として機能化を確立する。

— 里親・ファミリーホームの予算、要望などの取りまとめを行う。

— レスパイトケアの重要性を研修などで行う。派遣型レスパイトも検討する。

— 心理士・看護師・里親支援専門相談員の定期的な訪問を行う。

(2) これから連携を考えている児童養護施設へのアドバイス

・家庭的養護の共有を図り、子どもたちの「育ち」と「育て直し」を探求していく。

児童相談所とファミリーホームの連携例

< 児童相談所名 : 大分県中央児童相談所 >

1. 児童相談所の概要

(1) 児童相談所名 : 大分県中央児童相談所

(2) 住所 : 〒870-0889

大分県大分市荏隈5丁目 大分県こども・女性相談支援センター内

2. 大分県の社会的養護の概要

(1) 大分県の社会的養護の概要

大分県の人口は1,185,830人、児童人口数は187,295人(平成24年10月1日現在)、県内の児童相談所数は2か所である。県内には乳児院が1か所、児童養護施設が9か所あるが、図1にあるように、全て県中部・北部にあり、県南部には乳児院と児童養護施設がない。一方、ファミリーホームは県内に12か所あり、施設がない県南部にも5か所ある。

大分県の児童人口10万人あたりの社会的養護現員数は、246人と全国平均の179人を大きく上回っており、そのうち、家庭養護現員数は68人と全国で最も高い(福祉行政報告例 平成25年3月31日現在(児童人口を除く)、国勢調査 平成22年10月1日現在(児童人口))。県内の過去10年間の要保護児童数は同規模で推移しており、今後も児童人口の減少などを勘案しても、これまで同様に県内の要保護児童数は現状と同規模程度から微減程度で推移すると想定される。

人口	1,185,830 人(H24.10.1)	約 119 万人
児童人口	187,295 人(H24.10.1)	約 19 万人
児童相談所数	2 箇所	
乳児院数	1 箇所	17 (0) 人 20 名定員 (H24.4.1)
児童養護施設数	9 箇所	347 (2) 人 405 名定員 (H24.4.1)
情緒障害児短期治療施設	0 箇所	0 人 0 名定員 (H24.4.1)
里親登録数	134 世帯	(H24 年度末)
受託里親数	56 世帯	(H24 年度末)
里親委託児童数	75 人	(H24 年度末)
ファミリーホーム数	12 ホーム	(H24 年度末) ファミリーホームは 11 ホーム が里親登録している
ファミリーホーム委託児数	54 人	(H24 年度末)



(2) 児童相談所とファミリーホームの位置関係

ファミリーホーム12か所は、いずれも中央児童相談所管内にあり、訪問には片道0.5～1.5時間程度の時間を要する。

- ・市街地にあるファミリーホーム 3ホーム
- ・農村部にあるファミリーホーム 9ホーム

3. 児童相談所がファミリーホームに子どもを委託する場合に配慮すること

(1) 子どもと保護者の意向・意見の確認、状況説明

- ・子どもや保護者に、ファミリーホーム制度の特徴を伝え、その意向を確認する。
- ・併せて、実際に委託を予定しているファミリーホームの養育者や既に委託されている子どもの状況、周辺環境などについても、できるだけ具体的に伝え、ファミリーホームで暮らすイメージを持ってもらう。
- ・子どもには、事前にファミリーホームの見学をさせるなど、里親委託と同様に丁寧なマッチングを行うことが望ましい。
- ・状況に応じて、保護者がファミリーホームの見学などを行うこともある。

(2) 各ファミリーホームの特性と受け入れ状況の確認

- ・児童相談所は、各ファミリーホームの家庭としての個性や特色、養育力などを把握し、その状況を踏まえた上で委託を行う。
- ・子ども同士の安定した関係が、ファミリーホームの運営に大切な要素になるので、性別・年齢・子どもの特性などを踏まえ、バランスの取れた委託を行う。
- ・定員に空きがあっても、短期間に次々と子どもを委託することや、対応が難しい子どもを安易に委託することはしない。
- ・児童相談所や施設(里親支援機関)によるファミリーホームの定期訪問や電話連絡、子どもの通所など様々な機会をとらえ、養育者と緊密に連絡を取り、常に受け入れ状況の確認を行うことが求められる。

(3) ファミリーホームの年齢構成や性別

- ・当該ファミリーホームに委託されている子どものうち、最も早い時期に委託された子どもより年齢の高い子どもは、原則、委託しない。
- ・同年齢(同学年)の子どもは、原則、委託しない。
- ・子どもが思春期を迎えた場合を想定し、性別について考慮する。

(4) 虚弱な子ども、障害のある子ども、虐待を受けたことにより課題のある子ども、非行などの問題行動のある子どもを委託する場合に配慮していること

- ・養育者が対応の難しい子どもに関わる時間がどうしても多くなることが予想されるため、委託にあたっては、既に委託されている子どもの適応状況などを必ず確認することとしており、その際には、児童相談所のファミリーホーム担当児童心理司(委託児童担当の児童心理司とは別に、ファミリーホームごとに担当する児童心理司を配置)の意見も参考にしている。
- ・ファミリーホームの養育者に対しては、子どもの課題や委託後に生じることが予想される養育上の課題を具体的に伝え、適切な養育が行えるかどうかを検討してもらう。

(5) その他特記事項

- ・乳幼児は、特別な事情(障害児、病虚弱児、きょうだい児など)がある場合を除き、里親委託を優先する。

4. 委託中の児童の把握など

(1) 委託している児童の状況などについての把握

- ・全ての子どもを対象に行う児童調査(1年に1回)と、必要に応じて実施する訪問や通所などにより確認している。
- ・里親支援専門相談員もファミリーホームを毎月訪問しており、その結果は里親支援関係者定期連絡会(毎週開催)において児童相談所と共有する。

(2) 委託中に児童と養育者が不調となった場合の対処方法など

- ・児童面接及び養育者の面接などを行い、必要に応じて子どもの一時保護も検討する。
- ・子どもの再アセスメントを実施し状況を把握するほか、子どもや保護者の意向はもとより、ファミリーホームの意向や養育意欲などを確認する。当該ファミリーホームでの養育継続が難しいと判断した場合は、措置変更を行うこともある。

5. 児童相談所と各ファミリーホームとの連携方法など

(1) 連携の手順の経緯と具体的な連携内容

- ・平成22年6月 ファミリーホームが2か所開設された時点で、県本庁主催でファミリーホーム連絡会の開催を始めた。児童相談所も当初から参加している。当時は、ファミリーホームの制度ができたばかりで課題も多かったが、この連絡会により、関係者の制度理解とホームの運営に関する知識が深まることとなった。
- ・現在、ファミリーホーム連絡会は、概ね、年に3回、定期的に行われている。12か所のファミリーホームが一堂に会して、行政説明を受け、ホームの課題について話しあったり、情報交換を行うことで、児童相談所との連携はもとより、各ホーム間のつながりができた。
- ・また、平成24年度からは、新たに制度化された里親支援専門相談員もファミリーホーム連絡会に参加するようになり、児童養護施設との連携も深まったといえる。
- ・これまでファミリーホーム連絡会で取り扱った議題など(例示)

児童措置費の請求方法について

ファミリーホームの運営について

ファミリーホームにおける税金の留意点について

固定資産税の減免について

ファミリーホーム指導監査、監査結果の概要について

ファミリーホームに関わる運用内規について

第三者委員の配置について

事件・事故報告の方法について

(2) 今後、ファミリーホームから求められる連携内容

- ・ファミリーホーム訪問日時などについての配慮

ファミリーホームの訪問にあたっては、児童相談所、里親支援専門相談員のいずれも平日の日中の訪問が多く、養育者とゆっくり話せる一方で、未就学児以外の子どもに会う機会が少なく、子どもの生活場面を知る機会が乏しかった。このため、ファミリーホームからは、子どもがいる土日の訪問や、平日の場合は夕方など日時を工夫して、子どもの様子を見てもらいたいという希望が出ている。

- ・ファミリーホームには、発達障害などの課題のある子どもの委託も少なくない。このため、情緒障害児短期治療施設など治療的養育を行う機関や医療機関などとの連携について、これまで以上に児童相談所にコーディネートを行ってほしいとの希望がある。

(3)ファミリーホームの養育の質を高めるための児童相談所の工夫

① ファミリーホーム連絡会を研修機会として活用

・養育記録の書き方についての講習実施

児童養護施設の研修で行われている養育記録の書き方を紹介。実際に児童養護施設で書かれた記録も配付し、ポイントを説明。

・事例検討会の実施

ファミリーホーム養育者に、自分のホームの実際の事例を選び、事例検討内容を書いてもらい、検討会で発表してもらっている。養育者にとっては、この事例検討会のプロセスを通じて、子ども理解を深め、自らの養育を見つめ直す機会のひとつになっている。また、事例検討会で同じ立場の養育者と事例を語りあうことで、自らの養育を開き、多様な考えや価値観に触れ、体験を蓄積(ひとりの経験がみんなの知恵につながる)することができると思われる。



②里親研修会への参加呼びかけ

・児童相談所が実施する各種里親研修会に、養育者のほか、養育補助者の参加も求めている。

・特に、養育里親認定前研修(集合研修)には、養育補助者の参加を強く働きかけた結果、多くの参加者が集まった。延べ2回にわたるグループ討議では、養育補助者のみのグループ編成を行ったところ、活発な意見の交換が行われた。施設の里親支援専門相談員も、グループ討議ではファシリテーターや助言者として参加しており、両者の交流も図られた。

・参加した養育補助者からは、「養育の基本的事項を知ることができた」「他のホームの現状を知ることによって自分のホームの実践を見直すよい機会となった」など、好意的な意見が寄せられ、次回も参加したいとの希望が多く寄せられた。

(4)支援体制の工夫

・児童相談所には、担当CW以外に次の里親・ファミリーホーム担当職員を配置し、個別支援を行える体制としている。

中央児童相談所(常勤専任職員2名、非常勤職員3名)

中津児童相談所(常勤兼務職員1名、非常勤職員1名)

- ・さらに、中央児童相談所では12か所のファミリーホームごとに担当する児童心理司を配置し(平成23年～)、的確な状況把握のもと、相談に応じる体制を作った。
- ・ファミリーホーム委託児童の措置が解除された場合、児童相談所は概ね1か月以内に、解除後訪問を実施している。当該委託を、養育者と児童相談所職員が一緒に振り返るものだが、この訪問を通じて、養育者は養育を冷静にとらえ直すことができるし、児童相談所は新たな委託ニーズの把握にもつながる。
- ・ファミリーホーム委託児童は、地域の子どもとして育つため、市町村からの支援も不可欠である。このため、ファミリーホームのある市町村には、児童相談所から当該ファミリーホームの情報(住所、連絡先、養育者名や委託されている子どもの氏名、年齢など)を定期的に提供している。
- ・里親支援専門相談員は地区担当制としているため、ファミリーホームごとに、担当する里親支援専門相談員が決まっている。ファミリーホームには、担当する専門相談員が中心となって、毎月、定期訪問を行っており、子どもの状況確認や養育の相談などに応じている。
- ・また、里親支援専門相談員との連携が深まることで、施設を利用した任意のレスパイト利用なども円滑に行われている。
- ・平成24年6月に大分県ファミリーホーム協議会が設立された。持ち回りでファミリーホームサロンを開催するなど情報交換が活発に行われている。

(5) その他特記事項

- ・児童養護施設協議会が開催する施設職員向けの研修会に、ファミリーホームも参加するなど、相互の研修に参加することで、お互いの理解が深まっている。

6. その他

- ・大分県では、平成21年のファミリーホーム制度創設以降、養育経験を積んだ里親経験者がファミリーホームに移行し、また、意欲ある施設経験者がファミリーホームを開設するなどにより、現在の12ホームに至っている。
- ・各ファミリーホームには、個性があり、その養育スタイルも異なる。児童相談所は、ホームの強みと弱みを把握した上で、子どもの委託を行うことが求められる。里親委託と同様、ファミリーホーム委託においても、最大の支援は適切なマッチングであることを十分理解する必要がある。

- ・また、ファミリーホームは、多人数養育が家庭養護の枠組みで行われるという特性があることから、孤立しやすく、良質な養育内容の確保が困難な状況に陥る可能性も常にあるといえる。
- ・こうした状況を理解した上で、ファミリーホームの支援が行われることが望ましいが、支援にあたっては、県や児童相談所、児童養護施設をはじめとする関係機関との連携、ファミリーホーム相互の連携が非常に重要である。
- ・児童相談所には、措置機関としての責任はもちろんだが、ファミリーホームと関係機関との連携においてコーディネーターとしての役割も求められる。

ファミリーホームの設置を進めていくにあたって

- ・本事例集は、ファミリーホームを類型別に分けてそれぞれの取り組みをまとめたものである。具体的には、ファミリーホームの設置類型別として個人型、法人型と分け、さらには、連携類型別として、児童養護施設、乳児院など施設養護との連携、児童相談所との連携をまとめ、事例ごとに、設置の経緯、運営の工夫などを簡潔にわかりやすく情報提供できるように作成した。
- ・巻末にあたり、ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループにおいて、それぞれの事例についての各委員の意見を紹介するとともに、この事例がファミリーホームの設置を進めていくための着眼点の参考として活用できると考える。

【ファミリーホームの設置を進めていくための着眼点】

1 個人型のファミリーホームの着眼点

- ・ファミリーホームは、多人数養育の経験が重要だと考えている。
- ・ファミリーホームは、自分の自宅だからこそ行うことができる。子どもにとっても養育者にとっても「家」であるためには、みんなでくつろげる場であることが重要である。また、養育者が、上手に気分転換すること、ストレスをためない工夫も重要である。

2 法人型のファミリーホームの着眼点

- ・地域で当たり前暮らし、地域の商店や歯医者さん、飲食店、交番など地域の皆さんに支えられて育つ経験を子どもに与えたい。
- ・ファミリーホームの質の向上のために、法人内や外部の研修への積極的な参加、ファミリーホーム協議会での他のホームとの情報交換や交流・研修を通じて、養育者自身も成長していくことが重要と考える。
- ・子どもたちとスタッフが共にファミリーホームを一から築き上げることも重要である。
- ・ファミリーホームは夫婦の配置が前提であり、その配置が課題である。

○児童養護施設が設置したファミリーホーム事例からの着眼点

- ・児童養護施設によるファミリーホームの設置については、いくつかの課題が挙げられており、事例数が多くはない。愛隣園は、平成14年度から施設の小規模化を計画的に進めてきたという背景があり、行政との協議を重ねながらファミリーホームの設置を先駆的に進めてきた。

- ・法人本体とファミリーホームの役割分担を明確にすることで、ファミリーホームの独自性を保つことができる。一方で、本体施設との連携と支援が期待できることは、子どもの養育支援はもとより、孤立防止、養育者のレスパイトなど多くの利点がある。
- ・愛隣園では、ファミリーホームは夫婦の配置が前提という認識を持ちながら準備してきたが、現在まで実現できないでいる。児童養護施設が設置するファミリーホームの難しさの一面とも考えられるが、経験のある夫婦を配置するには、準備に時間を要することがわかる。
- ・地域にあるひとつの家庭として、ファミリーホームは存在する。子どもも養育者も地域住民として生活し、地域とつながって生きることは大切なことである。
- ・里親会やファミリーホーム協議会との交流や連携を施設が積極的に進めることは、それぞれにとって大きな利点があり、その根底には家庭養護への理解がある。

3 ファミリーホームと連携する乳児院からの着眼点

- ・ファミリーホームと乳児院の連携には、それぞれの役割に対する理解がまず必要である。
- ・乳児院は、子どもの育ちの出発点にあたる存在であり、乳児院からは、ファミリーホームに育ちをつないでいくことになる。措置変更により関係を切るのではなく、ひとりの子どもの育ちを共に支えていくという意識のもと、必要に応じてファミリーホームの養育者の相談に応じるなど、支援を行うことが必要である。いつでも相談できる場があるということは、養育者にとって大きな力と安心感を与える。
- ・子どもの成長した姿は、乳児院の養育者にとっても喜びと力を与えることになる。

4 ファミリーホームと連携する児童養護施設からの着眼点

- ・ファミリーホームの運営を、施設がマネジメントし、連携していくことが重要である。
- ・施設が小規模化を進めるにあたり、ファミリーホームを2か所持つことが求められているが、“持つ”ことには、法人がファミリーホームを設置することだけでなく、支援先として持つことも含まれている。設置を進めるにはいくつかの課題があり、容易に進まないという現状がある。支援先として持つことはファミリーホーム支援の充実という観点からも、現実的な選択肢として考えられるべきである。
- ・広島修道院では、職員が開設したファミリーホーム支援を児童相談所との連携のもと進めてきた。ファミリーホーム支援にあたっては、ファミリーホームが求める支援の具体的内容を考え、整える必要がある。
- ・今後も施設職員によるファミリーホーム開設は増加すると思われる。在籍した施設とファミリーホームの連携はファミリーホーム支援のひとつのモデルとなり、他の施設にも広がることが期待される。また、同様に里親型のファミリーホーム支援にもつながっていくことが望まれる。

5 ファミリーホームと連携する児童相談所からの着眼点

- ・大分県は、平成14年度以降、行政主導で里親委託を積極的に推進してきたところであり、その目的は、①児童相談所の体制強化、②施設との相互理解・連携、③市町村との連携、④里親支援の充実に整理される。
- ・こうした背景のもとで、平成21年のファミリーホーム制度創設以降、養育経験を積んだ里親経験者がファミリーホームに移行し、また、意欲ある施設経験者がファミリーホームを開設するなどより、現在の12ホーム開設に至っている。
- ・ファミリーホーム制度そのものが新しい制度で、運営面や養育者、養育者の質の確保など課題も多く、ホーム間で養育の質において差が生じているのは事実である。
- ・このため、児童相談所には、家庭養護の本質をとらえた上で、ファミリーホームの支援を行い、育てていくという視点も必要である。
- ・ファミリーホームは新たな制度であり、子どもやその保護者に制度の特徴やホームの現状を丁寧に説明することは大切なことである。適切なマッチングは、里親委託と同様、ファミリーホーム支援につながる。
- ・各ファミリーホームの特徴や子どもの年齢構成、特性などを考慮して委託を進めることは、ホームの安定のために必須である。委託を進めるにあたってのルールがきちんとできていることが、ファミリーホームと児童相談所との信頼関係の構築につながる。
- ・里親委託と同様、ファミリーホーム委託も、都道府県間の差が大きく、ファミリーホーム委託をためらう児童相談所もあると思われる。しかし、間違いなくいえることは、児童相談所が委託(決断)しなければ、家庭養護は進まないということである。
- ・大分県の里親委託(家庭養護)は、行政主導で推進してきたという特徴があるといわれているが、必ずしも長期的な展望のもと、計画的に進めてきたわけではない。実際には、試行錯誤の中、様々な課題にチャレンジしながら、「子どもの最善の利益」を念頭に、チームで関係機関と連携して取り組んできた経緯がある。
- ・ファミリーホームの委託についても、児童相談所としては、子どもの選択肢が新たに増えたと整理し、「家庭養護を拡充する」という社会的養護の方向の中で、理念を持ってファミリーホームの活用を図ることを勧めたい。

ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ

(五十音順、敬称略)

河野 洋子 大分県中央児童相談所主幹

栗延 雅彦 和泉乳児院施設長

ト蔵 康行 日本ファミリーホーム協議会会長
ファミリーホームざおうホーム

星野 崇 全国里親会会長

○横堀 昌子 青山学院女子短期大学教授

吉田 隆三 アメニティホーム広畑学園施設長

(○座長)

執筆者一覧

(五十音順、敬称略)

河野 洋子 大分県中央児童相談所主幹

北川 聡子 ガブリエルホーム

都留 和光 二葉乳児院 施設長

ト蔵 康行 日本ファミリーホーム協議会会長、ファミリーホームざおうホーム

中島 達夫 広島修道院 施設長

細田 勝実 細田ホーム

松田 絵美 ファミリーホームももたろう ホーム長

三浦 洋二 森の家

ファミリーホーム事例集

平成26年3月発行

ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ